

箕面市支援教育充実検討委員会 答申(素案) に対する
市民意見集

令和5年(2023年)1月

箕面市支援教育充実検討委員会

「箕面市支援教育充実検討委員会 答申(素案)」に対するパブリックコメント

○募集期間:令和4年12月5日(月曜日)から令和5年1月4日(水曜日)まで

○提出状況結果:69件

○「箕面市支援教育充実検討委員会の答申」(素案)に関するパブリックコメントに関して、数多くの貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

なお、「箕面市支援教育充実検討委員会 答申(素案)の市民意見に対する基本的な考え方」において、考え方をお示しできていないご意見もございますが、いただいたすべてのご意見を参考に、今後の支援教育の充実を図っていきたいと考えています。

※ご意見は、原則として原文をそのまま公表しています。ただし、意見を提出した方が特定されたり、意見によって第三者の利益を侵害する恐れがあると判断した場合や、ご意見の趣旨を正確に表現するために必要であると判断した場合は修正を施しています。

	意見の提出者	いただいたご意見
1	(5) 本市にお住まいのかた	本人の視点、思いを確認することを忘れてはいけないと思う。本人の意思確認する場を作ることを忘れないよう記述してほしい。
2	(2) 本市にある小学校に在籍する子どもの保護者	保育園などで加配がある状態から小学校に上がった際のギャップが大きすぎると考えます。小学生でのソフトランディングを意識した人員配置、及び環境づくりを各クラス単位で担任に任せるのではなく、一定の基準、ある程度統一した形で進めてはいかがでしょうか。 また支援介助員と支援担任、学級担任とのコミュニケーション不足は否めなく、そのための時間確保も難しい現状だと認識しています。児童から見れば、同じようにクラスにいる「みんなの先生」のはずですが、現場に裁量はありません。支援計画および保護者の要望などは共有されているのでしょうか。また、毎時間異なる児童、クラスへの入り込みにより、一日を通しての児童の様子、負荷具合、疲れ具合などが見えづらいのではないのでしょうか。いまいちど、チームティーチング等も含めた人員配置、ローテーションづくりも課題としてお考えいただきたいです。
3	(1) 本市にある保育所・幼稚園・認定こども園に在籍する子どもの保護者	教職員だけでなく、支援教育に関わる方全員に障害理解を含む人権研修を受けていただきたいです。 先日、年に1度の受給者証の更新で窓口の一般職員に「今学校生活に問題ないから療育を減らしてはどうか」「療育より家族(母親)との時間が大切だから療育を減らしてはどうか」「療育の利用料金は税金だから療育を減らしてはどうか」と言われました。福祉の資格や経験のない一般職

<p>(2) 本市にある小学校に在籍する子どもの保護者</p> <p>(5) 本市にお住まいのかた</p> <p>(8) 本市にある学校に在学しているかた</p> <p>(9) 本市に対して納税義務を有しているかた</p>	<p>員に「療育を減らす診断」が何故できるのでしょうか？1日2時間療育に通わせていたら私は子どもとの時間を大切にしていない母親なのでしょうか？子供への税金を減らしていきたいのが市の意向でしょうか？</p> <p>教職員の方々に知識や経験が少ないと現状分析されていますが、市役所の窓口職員はもっと知識や経験が少なく、親の人権を踏みにじり、子育ての苦悩や背景に寄り添う心もないと思います。窓口職員も直接親と関わるので支援教育に関わる方に含まれると思います。窓口職員にも障害理解を含む人権研修を受けていただきたい。難しいなら無責任な口を挟まないでいただきたいと思います。上司の方から謝罪はいただきましたので、改善に向けて行動で示していただきたいです。</p>
<p>4</p> <p>(2) 本市にある小学校に在籍する子どもの保護者</p> <p>(5) 本市にお住まいのかた</p> <p>(9) 本市に対して納税義務を有しているかた</p>	<p>支援学級在籍の児童が、今後、通常学級に在籍しながら通級指導教室を利用に学びの場を変更したくとも、通常学級担任の障害や特性についての理解が乏しいのが現状です。</p> <p>オンライン授業参観でも、通常学級担任は授業をすすめることに注力し、通級児童・支援学級児童に対してのフォローは一度もありませんでした。介助員も手のかかる支援学級児童にかかりきりで、他の支援在籍児童のフォローはできていません。支援学級担任は複数の教室を同時間見回るため、通級児童・支援学級児童の目の前の困りごとに対処できていません。今後の支援教育は、支援在籍児童を減らし通級指導に移行していく流れになっていますが、支援学級と通級指導の具体的な違いやそれぞれのフォロー体制を示し、支援在籍児童や保護者が納得する形ですすめてほしいです。</p> <p>児童生徒の個々の能力や学力差が大きいのが公立小学校中学校だと思います。しかし、先生方の日頃の忙しさを見聞きした限り、児童一人ひとりに十分なフォローを行うのにも限界があります。せめて学習面だけでもICT教育を駆使して通常・通級・支援学級在籍児童の学力差を縮めてほしいです。大阪市教育委員会ではすららドリルというものを活用し効率的に個別最適化をはかっています。箕面市でも宿題をすららドリルを活用、通級児童・支援学級児童にはプラスですららを活用するなど、教員の負担も軽減し箕面市全体の学力も向上させ、支援の必要な児童の</p>

		<p>ためにもなる学習方法を考えていただきたいです。</p> <p>箕面市の支援教育が手厚いとの情報を聞き、箕面市近隣市より転校してくる方が一部います。保護者の転勤で箕面市の小学校に転校し支援学級に在籍するのは納得できますが、箕面市の支援教育が目的で近隣市より転校し支援学級に在籍するのは、元々箕面市に住んでおり、一歳半検診で発達障害がわかった保護者としては納得できません。その方たちの為に元々通級・支援学級に在籍している児童に先生方の手が行き届かなくなるのでは非常に残念です。今後入学転校時点で近隣市より引っ越してきて支援を希望する方は、慎重に支援在籍有無を判断していただきたいです。「明らかに支援目的での転校は支援学級等に在籍できない可能性があります。」と箕面市のホームページや入学転校時に伝えてほしいです。現状を情報発信し、未然に支援目的での流入を少しでも減らしていただきたいです。</p>
5	(3) 本市にある中学校に在籍する子どもの保護者	<p>支援学級在籍のこどもも、今まで通り通常学級で共に学び、個々の必要に応じて通級指導教室や支援学級教室に通う案でどうか進めていただきたい。</p> <p>『今回のいじめ重大事態事案では、生徒の特性の把握が弱く、具体的な支援の手立てや教室内での基礎的環境整備、必要な合理的配慮が不足、個々の特性の理解や対等な関係を育むことも不十分であったため、ともに過ごしながらも、その中で排除や、いじめが生じた現実がある』とありましたが、今の中学校での現状はまさしくこの状態のままです。</p> <p>人員不足を理由にされますが、人員の確保と共に、教職員への支援教育のあり方についてもっと学んでいただきたい。</p> <p>中学校の先生は特にそう感じます。</p> <p>“発達障害児＝悪”と思われるような場面がたくさんあり、大変心苦しいです。言葉では綺麗事を並べて話してくれますが、現状を見ていると排除されていると感じています。</p>
6	(2) 本市にある小学校に在籍する子どもの保護者	<p>箕面市の支援教育を充実させるように提案された案には、賛成です。</p> <p>文科省の通知は、教育内容ではなく在籍時間で支援教育の適否を判断しているように思われるので、反対します。</p> <p>支援を受ける子も他の子も、同じ社会の構成員として同じ場所に存在するべきであり、別の場所での教育が前提というのは公立の学校の在り方ではないと思います。</p>

7	(5) 本市にお住まいのかた	<p>現在の「支援教育介助員」に関しまして、私自身、箕面市立中学校の支援学級担任として勤務させていただいておりますが、以前から「支援教育介助員」は生徒の学習面をサポートはできないという点にとっても疑問を感じていました。答申の中でも述べられているように、支援学級担任1人あたりの担当する生徒が多いため、個人のニーズの応じた十分な指導が行えない状況にあります。もちろん学習面における指導においても同様です。この現状への手立てとして、これまで「支援教育介助員」の増員というのが箕面市教育委員会からの主な手立てだったかと思えます。しかし、学習面においてサポートをしていただけない立場の方をいくら増員していただいたところで、満足のいく効果は期待できない状況でした。</p> <p>この現状から、支援教育介助員を「学びの充実サポーター」に移行するというのはとても良い施策だと思っております。答申通りのことが叶えば、現場としてもとても助かります。ただ、「学びの充実サポーター」に関して感じたいくつか不安点をあげさせていただきます。</p> <p>1つ目が人材の確保についてです。現存の「支援教育介助員」に関しても常に募集をしているにもかかわらず、人があまり集まらないという話を聞きます。より専門性や責任を求める立場に変えるにも関わらず、現在の介助員と同じ待遇で人材が集まるのかという点を懸念しております。また、「学びの充実サポーター」として勤務していただくからには、現場としては、学習面のサポートを期待します。それなりの資格や経験などを求めるべきではないでしょうか。それを求めた場合にはどれだけの人材が集まるのかというところに不安を感じております。</p> <p>そして、2つ目は現在の「支援教育介助員」の方々は今からどのようになるのか、ということです。実際に介助員の方々から不安の声をよく聞いています。求められることが変わること戸惑われる方や「学びの充実サポーター」としてそぐわない方も出てくるかと思えます。しかし、答申に記されたような「学びの充実サポーター」として相応しい方を集めなければ、現場の状況は大きく変わることもないかと思えます。その方々に対しての指針がないまま、来年度を迎えるのでしょうか？戸惑われる方が多くおられます。以上2点が「学びの充実サポーター」への移行に関する不安点です。</p> <p>施策の方向性としては個別の教育支援計画及び指導計画を作成することができるシステムの導入があげられているかと思えます。この施策としては必要なことであると感じておりますが、導入する理由が「経験の浅い教員が増えている中、知識不足であるために正しい支援をすることができないために取り入れる。」という風に記載されているかと思えます。個別の教育及び指導計画は経験の浅い先生に必要なものであることは間違いありませんが、経験の豊富な教員でも現在の箕面市の転勤が多い現状の中で、転勤先で生徒の状態を知るために、まず確認するのが個別の教育支援計画及び指導計画なはずです。このことから、経験豊富な方にも個別の教育支援計画及び指導計画は必要なものです。答申</p>
---	----------------	---

		<p>に示されたような記載の仕方であれば、保護者の方々は経験の浅い先生に対して不安を覚えるのではないのでしょうか。個別の教育支援計画及び指導計画は経験の浅い教員のみならず、すべての教員に必要なものであるはずで。</p> <p>施策の方向性の中で「採用された教諭は、教員の視野を広げるために、支援担任を経験すべきである。」というふうに意見が述べられていますが、この意見については強く同意します。私は実際に今年度から支援学級担任をさせていただいておりますが、やはり実際に担任をすることでこれまで見えてこなかったことにたくさん気づくことができました。その一方で、支援学級担任の経験のない方が大半の中で、やはり心無い発言や、支援学級在籍の生徒に対するアプローチなどで心配になってしまうような教諭の方がたくさんおられます。こういった現状を改善していくためにも、採用された教諭は早い段階で支援学級を経験すべきであると考えます。ただ、実際に人材が足りないと言われている教育業界で、どこまで支援学級担任に人員をさけるのかというところは少し不安が残ります。しかし、この方針が実現されれば、より良い方向に教育現場が動くと思っております。ご検討のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>箕面市内の教諭に特別支援学校教諭免許の保有率の低さに驚きました。実際に私自身も特別支援学校教諭免許は保持しておりませんが、専門性の向上のためにも特別支援学校教諭免許の取得のサポートをしていただけるといのはとてもありがたいです。実際にそのような制度ができた際にはぜひ利用させていただきたく思います。よろしくお願いいたします。</p>
8	(7) 本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた	<p>充実検討委員会には、毎回参加させてもらい、とにかく子ども達が困らないサポート体制に変われば良いのではと思いながら拝聴していました。そこで、学びの場の充実の為に支援教育介助員の支援する対象児童生徒が移行するにあたり、4点の意見を具申させていただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 通常学級での学習の際のサポート対象をまず支援学級在籍児童生徒を優先にサポートを行うという文言が必要ではないか。来年度から施行されるならば、支援在籍児童生徒に対して支援が手薄になるのではないかと不安になる子どもや保護者も多くなると予測されるから。 2. 「通常学級での学習の際に」の文面だけでは、支援教育介助員は、学習サポートを優先に行うイメージがあり、学習を指導もすることもあるように捉えかねない。支援教育介助員は、基本的な生活習慣確立のための日常生活上の介助を優先し、あくまで学習活動や学校生活での支援である為。 3. 質の高いサポートを求められるのであれば、支援教育介助員にも専門家によるサポートの仕方など指導・研修を行うことも必要ではないか。 4. 来年度からのタイムスケジュールや市教委の動向を細めに伝えていただきたい。

9	(7) 本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた	<p>4. 諮問事項1「学びの場の充実について」</p> <p>P4「通級指導教室を全校に設置し、学びの場の選択肢を増やすこと」「利用する児童生徒 13 人につき 1 人の教員を配置する」 (意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「通級指導教室を全校配置」は賛成。しかし支援の必要な児童生徒を見ていくには「通級指導教室」を増やすだけではパーフェクトではありません。また教室設置したら問題解決ではなく、「誰に対してどんな教員がどんな支援をするか」を持たなければ、実効性がなくなります。この答申にはそのことがあまり触れられていないのではないのでしょうか。どういう体制が理想的なのか、またどんな資質を持った教員を配置するのか、そのためにはどんなことを今後していかなければならないかなど具体的な方向性をぜひ提言してほしいです。 ・「全校に配置」というのはいつまでに配置するのか、数年間のうちに配置するのか、ある程度の配置計画をしめしてほしいです。 ・通級指導教室の指導時間ですが、一人 1 時間とすれば、月曜日から金曜日まで 6 時間目までだと、30 時間。さらに放課後 2 時間できるとすれば、一人の先生が一週間に支援できる時間は 40 時間となります。一人の教員が指導できる上限が 13 人となれば、一人あたり週 3 回 (3 時間) ほどになるのではないかと思います。支援対象の子どもは一週間のうち 2 日間 1 時間程度の通級指導をうけるだけで、そのほかは各教室で担任だけの支援となる可能性が高いです。このように考えると、現状の支援学級での指導体制よりも「薄い」支援にならざるを得ないのではないのでしょうか。ならばそれをカバーするためには「(仮) 学びの充実サポーター」の人数を増やすことを提言すべきではないのでしょうか。 <p>P4「通級指導教室の利用者が多い学校については、複数名の教員配置を検討する」 (意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賛成です。国や府は各校 1 名の通級指導教室ということを考えており、「複数名」の教員は市費負担となると考えられます。一方で通級指導する教員を市費で賄うとなっても、実質的に現在一般の講師が不足している中で、どのように人材確保ができるのでしょうか。現実的に通級指導できる教員はベテランの支援教育に造詣の深い方が適任となると考えられます。市費を出して教育大学などに研修期間を確保するなどして「教員を育てる」視点がないと、ていねいな支援は不可能ではないかと思います。たとえば「通級指導教室担当教員養成システム」を構築するような提言を入れてほしいと思います。 ・「利用者が多い」という実態があり、13 人以上なら定員を超えているので複数配置の対象となると思います。実際には支援学級在籍生を支援学級担任で数名をみていたのを 1 人の通級指導教室担当者が最高 13 人を把握して指導するのは、現実的には支援する時間は少なくなる可
---	----------------------------	--

		<p>能性があり、その支援が減った分をどのように埋め合わせていくのか不安があります。時間確保のためには、対象の児童生徒は複数名の抽出をおこなわざるを得ないと思いますが、どのような支援体制をイメージしているかをもっと具体的に提言していただき、支援をする側の教員が安心して新たに通級指導担当教員となれるようにしてほしいです。</p> <p>P5「支援学級在籍の児童生徒のみを支援する対象として限定するのではなく、校内でサポートを必要とする児童生徒の支援を行うため」 (意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「校内でサポートを必要とする児童生徒」は、支援学級在籍生から通級指導の児童生徒までなのか、どちらにもしていないが学校として支援が必要と決めた児童生徒までか、(仮称)学びの充実サポーターや学級担任と支援担任と相談して決めた児童生徒なのか。そうではなく、学級全体の児童生徒が対象で(仮称)学びの充実サポーターが入った教室を見て、サポートしようと判断した児童生徒までなのか。支援すべき範囲があいまいで、学校により支援の範囲がまちまちになるのではないのでしょうか。 <p>○支援学級担任や支援教育支援員の人員を減らして「学びの場の充実」することは現実的ではないと思います。支援学級担任と支援教育支援員(学びの充実サポーター)の人員の増員をしながら、今回答申された内容を実施できるように箕面市役所全体で共有していくことで、「支援教育充実」が実現していくと思います。</p> <p>教育委員会と学校だけで推進していくのではなく、箕面市役所全体の教育的緊急課題として、箕面市全体の方針の一つとして、この答申が示されることを望んでいます。来年度は箕面市議会が決議した「箕面市人権宣言」の30周年になります。この人権宣言が出されたことで箕面市の人権教育は一気に広がっていきました。ぜひ箕面市役所全体でバックアップ体制を構築して「子育て日本一」を内外に示していただきたいと思っています。</p>
10	(7) 本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた	<p>現在は、先生(支援担任)の人数(人員)不足の為、十分な支援教育が出来ていないと思うので、通級を積極的に取り入れた児童の為の教育は、大事であると考えます。(1人1人に合った教育が今より充実出来る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所、幼稚園の時より発達障害があれば、早期療育がスムーズに出来る様に家庭内(家族)の理解が必要であると考えます。 ・支援教育コーディネーターの専門性向上の為、支援教育介助員のレベルアップも必要だと思えます。(積極的な講習・勉強会)その為には学校内、クラス内、児童の友人関係の環境及び理解、確認がより一層大切だと思えます。
11	(7) 本市にある事	

	<p>務所又は事業所に勤務しているかた</p>	<p>新任で支援学級担任、又、特別支援教育の免許を所有していない私にとって「支援教育専門員」がもし配置されれば、専門的な意見を反映した個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成が可能になり、より困り感を抱える子どもにとって良い支援ができると思った。</p> <p>また、自立活動についても、児童の実態を把握することはできても、それに応じた自立活動は何を取り入れれば良いか分からない新任にとって適切な活動を提案してくれるシステムは是非取り入れたいと思う。</p> <p>現在、介助員の方々に多くのサポートをしていただきながらなんとか支援学級の児童をサポートできている中、支援学級以外の児童のサポートもしなければならなくなると運営が回らなくなってしまうのではないかと、という点は心配している。</p>
12	<p>(5) 本市にお住まいのかた</p> <p>(7) 本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた</p> <p>(9) 本市に対して納税義務を有しているかた</p>	<p>本市で介助員として10年以上働いているものとして、この10年での変化に戸惑いがありました。増え続ける在籍児童生徒と支援学級数、介助員数、みんなの中で成長するはずが、大人が介在することで妨げになっているのでは？塾の代わりになってはいないか？など、疑問も多かったです。私が仕事を始めた頃は一人の支援担任が3人ほどの支援児を抽出授業をしたり、支援児同士も繋がりを持ち、縦にもつながれた環境がありました。自立活動を持つことが今はほとんどない状況になっていると思います。必要な子どもに必要な支援を届けるために素案に賛成です。先生方の子ども理解の向上と授業力向上に期待しています。箕面市の先生方はすばらしい力を持った若い方がたくさんいらっしゃいます。教室の中で中心となり(仮称)学びのサポーターを活用していただきたいと思います。それには指示系統を明らかにすることと、中心は担任であることを明らかにすることが、大切に思います。今後も支援教育の考え方が教育の中心にあることを願います。</p>
13	<p>(2) 本市にある小学校に在籍する子どもの保護者</p>	<p>精神障がい者当事者であり、箕面市内の小学校に通う発達障害を持つ小学生の母親です。</p> <p>ホームページに掲載されている素案を拝見いたしました。素案とともに、親の会の方から、資料をお送りいただき目を通しました。その資料は令和4年4月27日づけで出された、文部科学省からの通知文、「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)」で、素案の最後にも出てくる部分です。</p> <p>これらを読んだ意見としましては、以下の通りです。</p> <p>支援学級の児童生徒が、学習室で自立活動すべき時間が、通常学習時間の半分はいる・・・と文科省が言っているのが、どうしてなのかが、よく分かりません。そんなに通常学級の子たちと支援学級の子を離してしまいいいんでしょうか？通常学級の子たちに「支援学級の子たちは自分たちとは違う」という意識を植え付けてしまいませんか？それが大人になってから、成人の障害者差別意識につながり、今問題になっている「施設コンフリクト」などに繋がってしまわないんでしょうか？風化してきていますが、何年か前に相模原市で起こった、つらい事件のこ</p>

とも思い出されます。なんのためのインクルーシブ教育か、問われると思います。今後も支援学級に在籍する予定の子たちに、みんな(通常学級)と離れて勉強するのも構わないのか、当事者はどう思っているのか、聞くべきだと思います。私は、就 B(障害者の作業所)で生活支援員(スタッフ)として働いていますが、療育手帳が B の方なら、いい、か嫌か答えられる方が多いです。A の方でも、こちらが配慮した聞き方をすれば、Yes か No かぐらいは答えられます。当事者の子どもたちに聞くべきではないでしょうか？私自身が障がい者当事者なので、当事者をないがしろにして勝手に大人や政治が決めるのは嫌です。また、支援学級の子を、通常学級から長時間、離すなら、都度都度、学校で障害のある子、大人について、理解を深めるための授業を、通常学級の子に、もっと行うべきです。今、箕面市内のある小学校では、精神障がい者への理解を深めるためハートパークというイベントを、やっています。私自身が精神障がい者で、当事者として、箕面市内の小学校で、自分のことを少し、お話したりしています。施設コンフリクトについても、箕面市内の小学校で説明をしました。その前には、私立中学校でも、社会福祉法人を通じて、自分の話をしに行きました。

素案 9 ページにも「インクルーシブな学校をつくっていくために必要なことについて、教職員だけでなく児童生徒も主体的に考えられるような機会を確保すること。」とありますが、児童生徒が障がい者について学ぶ機会を、もっと作っていくべきです。そのためなら、私たち、障がい者当事者が、もっと学校教育に協力すべきだとも考えています。障害を持つ他の方が、どう考えているか、分かりませんが、私は当事者として、そう思っています。

私の息子は、軽度な発達障害を持っていて、診断も受けていません。どちらかと言うと、ADHD の傾向を持っていると思います。というか、私自身が「自分は ADHD に、よくあてはまるなあ」と思っているので(私も ADHD と診断を受けたわけではないのですが)、我が子の障害については、私に似たのかな？こんなもんなんだろう？もしかすると通級がしっかりしているなら支援学級でなくても大丈夫なのではないかと思っています。なので、私の息子は、文科省の通知どおりになるなら、支援学級から通常学級に移籍して、通級に通うことになると思います。私の息子が通う学校には通級があるのでいいですが、素案通り、ぜひ、箕面市内の全小中学校に通級を設置してほしいです。

介助員の先生が、「学びの充実サポーター」になって、通常学級の子も含めて見るようになるのは、いけるんじゃないかと思いますが、支援学級と通級の子が合わせてクラスに何人いるか？によっては、一クラスに介助員の数を増やすべきだと思います。

私が就 B で働いている感覚では、生活支援員は障害のある方 3 人に一人ぐらいでつくのが、支援員にとって程よい負荷です。障害のある方 4 人になると、きついと思います。でも区分が重い方だと、さらに支援員の人数を増やさなければいけないと思います。

今、私の息子が通う学校では、一クラスに支援学級の子が 4、5 人ではないか？と思うのですが、もっと見る子の人数が増えたり、障がいの重い子が入るなら、その都度、介助員の数を増やすべきだと思います。

		<p>素案では通級についても「通級指導教室については、利用する児童生徒 13 人につき1人の教員を配置することが、加配での教員措置の基準となっている」とありますが、本当なんでしょうか？この基準は？私の感覚から言えば4～5人に一人でないと通級の教員人数は無理なのではないかと思います。小学校5～6年生以上で障害の軽い子たちなら、先生一人で7人ぐらい見れるかもしれませんが、1～2年生なら、もっと先生の数を増やさなければならないと思います。ぜひ通級に十分な教員人数を配置してほしいです。</p> <p>あと、少し気になるのですが、うちの子は放課後等デイサービスに通所しています。支援学級から通常学級に移籍した場合、放デイは使い続けることができるのでしょうか？そのあたりも気になります。</p> <p>以上が、意見です。よろしくお願いします。</p>
14	(7) 本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた	<p>この度の箕面市の支援教育充実検討会のお話を伺い、お世話になっている教員より支援介助員の現場の声を届けてもらいたいとの要請があったため、約二年間支援介助員を勤めた感想をパブリックコメントとしてまとめて送付します。</p> <p>私は二年前まで教育現場に携わったこともなく、また教員免許も持っていないため、教職員の目線というよりは保護者よりの母親目線の意見になることをご了承頂きたい。コロナで外出禁止令が出ている最中の3年前の2月より箕面市内の小学校で勤務することになり、主に低学年の支援が必要な子ども達の担当として接してきた。支援担任の先生方も介助員の先生方も皆さん一生懸命に日々子どもと向き合い、褒めたり、なだめたり、待ったり、時には真剣に叱ったりと毎日、毎時間、常に緊張感を持って支援の子ども達と生活している。それでもうまくいく日、あまり状態がよくない日など子ども達の機嫌によって、またはクラスで出される課題の難しさなどによって変わる。時には支援の子どもが教室から逃げ出す。暴力、暴言を受けながら何とか教室の席に座らせ、何とか授業を受けてもらう。45分間を問題なく過ごすことがいかに難しく、工夫が必要かという苦労が常にある。一保護者であった時には学校生活にこのような苦労があることを知らなかった。そしてこれは箕面市特有の環境だということも理解はできるが、「ともに学びともに育つ」インクルーシブ教育の難しさを目の当たりにしたのである。</p> <p>支援が必要な子どもたちは自分に理解が及ばない難しいことをさせられそうになると暴れたり逃げたり行動が激しくなる。その状況を間近で見なければいけないクラスの子どもの情緒が心配になることもあった。一度激しく拒絶すると自分を止められなくなる障害を抱える子。その子が悪いわけではないけれど支援担当としてその子の隣にいて行動を止められないと他の子どもたちの学びの時間さえ奪っているような気持ちになりとても心苦しかった。私も自分に子どもがいるが、学校のクラスでの日常がこのようなものだとは学校からは教えてもらえない。毎日騒がしい</p>

中、授業を受けているという現状を支援の子の保護者もクラスの子も達の保護者もわからないということはどういうものかと感じたものだ。支援担当として入った45分はそれぞれのパーソナリティに任せられる。力量がなくてもなんとか乗り切らないといけない。このような力業ともいえる支援の現状を伝えることで少しでも変えることができたらと願う。

支援の子どもたちがクラスの中で溶け込み、楽しく過ごせる環境にできるかはやはり担任の先生や支援担任の先生の力が大きいと感じた。一つは授業の始まる前段階の準備にかかっている。次の時間に学ぶことを前もって先回りをし、個別に予習をしてから集団授業に臨ませる支援担任の先生のクラスは心配なく授業が展開されその子が持つ能力以上のものを発揮することができていた。そうするとその頑張りを担任の先生が褒めてくれる。担任の先生が褒めるとクラスのお友達も褒めてくれる。そうした好循環ができていてとても素晴らしいと感じた。あらかじめ板書する黒板の内容をプリントで作成し、【】抜きで単語を入れたら板書が完成するように準備をしてくれていた担任の先生のクラスの支援の子も安定して座って授業を受けることができた。低学年ということもあるが、やはり手をかけ準備して下さる授業は理解させやすく、やる事が明確なのでやらせるこちらにも迷いがないため余計な摩擦がなく授業が進められる。授業が問題なく進むということは他の生徒にも迷惑がかからないため子ども達の気持ちにも余裕ができ支援の子どもにも優しい声かけられるという好循環になっていくように思う。宿題や授業の内容が前もってわかるだけでも支援がやりやすくなるので、差別ではなく区別が大切だということも感じた。座ることができたら自由に絵を描いてもいいなど特別に許されることがあるとだんだんと座れない子どもが座れるようになるだとか、私達支援担当が困っていると適切に声をかけてくれて大事にならずにすむだとか担任の先生とのコミュニケーションや授業の進め方はとても大切だと感じるが、実際は給食のおかわりの仕方、整列の厳しさ、席替えの回数や方法に至るまでも担任の先生の自由なためクラスによりカラーの差が大きくそれが良いところであり悪いところであったようにも感じた。担任の先生が支援の子を他の子と同等に扱い、できていないことを注意し叱咤するとやはりクラスの生徒はまねて同じように注意する。注意することで自分が褒められる、認められると感じるとそれがエスカレートし、いじめにつながっていくのではないかという懸念もあった。周囲の大人の対応を子どもはよく見ているなど感じ、また注意をされる支援の子ども達の気持ちのフォローも大切だと思う。せっかく育てた自己肯定感があっさり壊れてしまうのだ。教育とは本当に難しいと感じた。また同じ状況でもベテランの支援介助員の方が対応するのと新人の支援介助員が担当するのでは安定さの違いに担任の先生もストレスを感じるものがたくさんあるのだろうと思う。一人ではなくたくさんの人の力で一人一人の子どもを支えていく具体的な支援の手立てが必要であると思う。

また、支援教育で相対的貧困に陥っている子どもを是非支えて頂きたいと思う。保護者の声が届かないと社会的弱者に陥りやすく、支援教育を

		<p>受けることができたからこそ穏やかに日々を過ごすことができる子どもがいる事を忘れないで頂きたい。学校で優しく接してもらえ時間があるだけで前向きに頑張ろうと思える気持ちが芽生えるのを間近でみてきた。支援担任の先生が細やかに家庭と連絡をとり、担任の先生との間を取り持ち、板挟みになりがちな支援が必要である子を守り、外部の機関につなげ、日々支えて少しずつ支援の輪が広がっている。支援教育から通級教育に変化したあとも変わらず見守ってもらえるシステムを構築して頂きたいと切にお願いしたい。箕面市内の小学校には素晴らしい先生方がたくさんいる。もちろん箕面市には志が高い先生方がたくさんいると思う。是非そういう皆さんが働きやすく、子どもたちも今まで以上に穏やかに学校生活がおくれるような新しいインクルーシブ教育を作っていって頂きたいと思う。</p>
15	(1) 本市にある保育所・幼稚園・認定こども園に在籍する子どもの保護者	<p>子どもの教育に対して、箕面市が予算を削ろうとしていると感じる。特に、公立保育所を無くそうとする動きや今回の介助員の名前を抽象的な名前にして削減していこうとする動きなど。これらの行政の動きについて、北大阪急行を延伸したことで、財政が逼迫してそれが子どもの教育にしろ寄せがきているとしたら、大変残念です。子育てしやすさNo.1をめざすのではないのか？と疑問に思います。</p> <p>このパブリックコメントが、市民の意見を聞いたというだけの口実にされることのないようにお願いします。</p>
16	(2) 本市にある小学校に在籍する子どもの保護者	<p>支援学級に在籍する子供を持つ保護者として、個々の子供に必要な合理的配慮や自立活動の時間を設けることは、もちろん必要であると感じています。</p> <p>しかし、文科省の「特別支援教育及び通級による指導の適切な運用について」に書かれている時間を目安として、支援学級在籍の生徒は、1日〇時間必ず自立活動の時間を取ると一律に決めたり、自立活動の時間で線引きをして、支援学級か通級かという設定をしていくことには大きな不安があります。その子供の困り感で、どの程度自立活動の時間が必要なのか、一人一人に応じて決めていくべきだと思うし、今までインクルーシブ教育を重要視し、大部分をクラスで過ごしてきた生徒にとっては、急に自立活動の時間が増えることで戸惑いが生じると思います。</p> <p>一概に自立活動の時間数で、学びの場を選択するのではなく、どの選択をすると、具体的にどのような支援やサポートを受けられるのかを提示してもらいたいです。</p> <p>また、現実として保護者が自立活動を望んでも、教職員が足りていないという理由で、なかなか抽出が難しいという状況もあり(わが子がずっとそうでした)、今後支援学級在籍の子供の自立活動の時間の確保、通級での個別のニーズに応じた指導を行うなら、かなりの人数の教職員を増員しなければ実現は難しいと感じます。</p> <p>また、支援教育介助員が校内でサポートが必要な生徒全体の支援をするのであれば、クラスによっては、1人ではなく介助員が2人必要な場合</p>

		<p>も出てくると思うし、必要とする生徒がどの程度いるのか、そのサポートの量や質によって、人員を配置してほしいと思います。</p> <p>最後に、支援学級在籍の生徒が、自立活動でクラス以外で過ごす時間が増えるなら、通常学級の生徒が支援学級の子供たちに対して差別や偏見を抱かないよう、子供たちにも、今まで以上に互いの違いを認め合い、尊重していけるような教育をしっかりと行う必要があるし、教職員も今まで以上にクラスでの環境整備や合理的配慮をきめ細やかに行う必要があると感じます。</p>
17	(7) 本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた	<p>諮問事項1「学びの場の充実について」</p> <p>◇施策の方向性 2 項目め</p> <p>○LITALICO 教育ソフトを活用している学校では、端末のスペック不足による動作の遅さ、端末の台数不足等の課題が挙げられている。また、肢体不自由・病虚弱・弱視・難聴学級の児童生徒に対応していなかったりする部分もある。</p> <p>だから、一斉に導入するのではなく、これらの課題を解決した上で、部分的かつ段階的に導入していくべきである。</p> <p>諮問事項1「学びの場の充実について」</p> <p>◇施策の方向性 3・4項目め</p> <p>○是非「通級指導教室を全校設置」をお願いします。</p> <p>文部科学省は「週8時間まで」としているが、実際に8時間実施することは困難な状況である。その部分も含めて、保護者・児童生徒に対して、支援学級と通級指導教室の違いを丁寧に説明する必要がある。</p> <p>全校配置が実現すれば、担当者は22名以上必要となり、担当する教員に対して丁寧な説明と研修、育成等を行う必要がある。</p> <p>諮問事項1「学びの場の充実について」</p> <p>◇施策の方向性</p> <p>○「全ての支援教育介助員を『(仮称)学びの充実サポーター』に移行すること」</p> <p>支援の優先順位をつける必要がある。</p> <p>例えば、「①支援学級の児童生徒、②支援学級から通級・通常学級に学びの場を移した児童生徒、③通級の児童生徒」のように、校内支援委員会で相談して決めた児童生徒に絞り、明文化して教職員・児童生徒・保護者に丁寧に説明する必要がある。</p>

また、名称を業務内容に合ったものに変更する必要がある。さらに、これまでと業務内容が変わり、専門性や柔軟性、コミュニケーション力等が必要となることから、待遇改善を行った上で、質と数の確保を確実に行う必要がある。

諮問事項2「教職員の在り方について」

◇施策の方向性 1項目め

「特別支援教育」のみならず、「インクルーシブ教育」の研修が必要である。また、インクルーシブ教育の実践のイメージを共有化するためには、研究者による講義形式の研修だけでなく、当事者等も含めた実践報告や実践交流等を行うことが必要である。さらに、継続的に実践・研究を行っていくために、例えば箕人研にインクルーシブ教育の専門部会を創設する、支援教育コーディネーター連絡会で実践・研究を深める等、研究組織の存在が必要である。

P6 諮問事項2「教職員の在り方について」◇施策の方向性 3項目め

「支援教育コーディネーターは、専任または担当の児童生徒の人数を軽減し」とあるが、加配なしで行うと現場に負担がかかるため、市費等での加配が必要である。また、全校で専任化・軽減化をすることができれば、22名の担当が必要となり、通級担当者と同じく、担当する教員に対して丁寧な説明と研修、育成等を行い、質と数の確保をする必要がある。さらに、情報共有や実践・研究等を継続的に行うために、支援教育コーディネーター連絡会を定期的に開催する必要がある。

諮問事項2「教職員の在り方について」

◇施策の方向性 5項目め

「採用後に支援教育を担当することを推奨すること」とあるが、現在の人事方針では「初任者4年、それ以外6年」の人事異動がほぼ例外なく行われており、経験年数の短い教職員が支援教育を複数年担当することが難しい状況である。「初任者4～6年、それ以外6～8年」等、異動年限に幅を持たせた柔軟な形にするか、「初任者6年、それ以外8年」等、異動年限を伸ばす必要がある。

諮問事項3「保育所・幼稚園…における連続性について」

◇施策の方向性 1項目め

『『保育・幼児教育センター』を活用し』とあるが、その受け皿となる「教育センター」が組織として縮小されている現実がある。今後、学校教育全般の中で支援教育を充実させていくことを考えると「教育センター」を組織として拡大・充実させていく必要がある。

諮問事項3「保育所・幼稚園…における連続性について」

◇施策の方向性 2項目め

「支援の実施方法を中学校の支援方法に寄せていく」とあるが、中学校では高校受験があるし、教科担任制と言う制度上の違いもあるため、そもそも小学校での支援と中学校での支援のあり方については大きな違いがある。小学校と中学校の接続部分では、一方的に中学校に寄せるのではなく、互いの支援方法を共有した上で、歩み寄っていくことが必要である。

また、「小中の人事交流などを行うこと」とあるが、免許の問題等があるため、あくまでも希望の範囲内で行うこと。連続性については、支援教育コーディネーター連絡会等で課題共有しながら、進めていくことが大事だと思われる。

追加意見事項「支援学級及び通級に…通知について」

共生社会の実現に向けた「ともに学び、ともに育つ教育」を今後も継続し、一律に時間数のみをもとにした支援を求めることのないようお願いしたい。

また、「来年度以降も引き続き効果検証を行う」とあるが、今年度、支援教育充実検討委員会の「箕面市立中学校 支援担任」として委員を務めた方は、実際には支援担任ではなく支援教育コーディネーターであり、中学校の支援学級のリアルな声をほとんど聞くことができなかった。また通級担当者も委員に入っていなかった。次年度以降も検討委員会を行うとすれば、中学校支援担任、通級担当者を確実に委員にし、通常学級担任代表等も委員にするよう検討していただきたい。

その他、「答申素案」の全般に関わって

今回提案された「答申素案」自体が、支援教育担当者会、介助員連絡会等では周知されていたが、全教職員に周知すべき内容であるにもかかわらず、実際にはあまり知らない教職員もいる状況である。

例えば、説明用のプレゼンに口頭での説明を吹き込む等して、20分程度の説明用動画を各学校に共有することで、周知を図ることができると考えるので、そのような全教職員への丁寧な周知の手立てを行っていただきたい。

		<p>パブコメ後の方針については、3月までに周知して4月から完全実施することは難しい部分もあるので、段階的にできるものから実施していくようにすること。導入後は、定期的に検証を行い、現場に合ったものとなるよう修正すること。中学校の特別の教育課程と評価の課題について、生徒にとって不利益となることのないよう課題解決を行うこと。『共生社会の実現に向けた「ともに学び、ともに育つ教育」』の方針を明文化すること、をお願いしたい。</p>
18	(5) 本市にお住まいのかた	<p>○支援教育云々ではなく、普通学級自体をもっと多くの子どもにとって過ごしやすい場所にするのが、「いじめ」をなくするために最も大切なことではないでしょうか？「ともに学び、ともに育つ」からこそ、いろいろな人がいてあたりまえという意識が子どもたちの間に育つのだし、それなしにインクルーシブな社会はつくられません。研修で支援教育や障害の専門知識を普通学級の担任教師に伝授しても、かえって偏見(医療モデル)で子どもや障害のある人を見てしまうのではないのでしょうか？</p> <p>○通級指導教室を充実させようとしているようですが、通級で子どもを取り出すことの弊害(在籍学級での居場所がその時間奪われます)が考慮されているのか不安に思います。「通級指導教室を全校に設置」「利用者が多い学校については、複数名の教員配置を検討」とありますが、保護者・児童生徒には通級指導教室について丁寧に説明されていますか？また担当する教員に対して、人権教育や箕面市の進めてきた「ともに学び、ともに育つ教育」の丁寧な研修、育成はされているのでしょうか？このままでは支援学校・支援学級・通級指導教室・通常学級と、子どもたちがますます分けられ、「障害児」が一層増えるのではないのでしょうか？「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」「個別最適化」「システム化」「ユニバーサルデザイン」等々の言葉も、結局のところ「障害の軽減克服」・医療モデル路線の文脈に過ぎないように感じられてなりません。「個別支援計画」は、インクルーシブ教育を受ける権利を保障するためのものです。</p> <p>○現在モデル校がLITALICOの教育ソフトを利用していると聞きますが、ソフトに頼りすぎて子どもを見ず、手立て等を安易に決めてしまうことが危惧されます。アンケートや計画の内容も、箕面市の「ともに学び、ともに育つ教育」と合っていない部分もあるのではないのでしょうか？</p> <p>○「全ての支援教育介助員を『(仮称)学びの充実サポーター』に移行すること」とありますが、その方たちは急に名称等が変わって戸惑われていませんか？またそのサポーターの方は、支援学級に在籍せず通級指導教室にも通わなくてもついてくれるのでしょうか？</p> <p>○『「ともに学び ともに育つ」教育について、理念を再構築するため、研修を継続的に実施すること』、「障害理解を含む人権研修をより一層充</p>

		<p>実させること」とありますが、講師にはどのような方々が選ばれるのでしょうか？「個別最適化」や「合理的配慮」を強調され、障害にばかり目を向けるような「専門家」の方々はやめてください。子どもたちの関係を大事にしてインクルーシブな社会を目指すような講師でないと、箕面の教育にはそぐいません。箕面市で「ともに学び、ともに育つ」教育を実践してきた人を講師にしてください。子ども自身や友だち、「障害者」など当事者の方も講師にしてください。講義形式ばかりでなく、研修の持ち方にも工夫を凝らしてください。</p> <p>○「支援の実施方法を中学校の支援方法に寄せていく」とありますが、高校受験を視野に入れて支援する中学校の方法に「寄せていく」のには疑問があります。「大阪では点が取れなくても府立高校に入学できる(定員割れ等を含む)」ことを周知徹底してください。</p> <p>○文部科学省通知の「支援学級籍の子どもは週の半分以上の時間は支援教室で」に従わないでください。箕面の学校の子どもも親も、そんなことは望んでいません。子どもたちが望んでもいないことを勝手にすすめないでください。先生が、学習のしんどい子どもや支援学級に在籍していない障害のある子どもを切り捨てていってしまいはしないか、心配です。箕面市の教育行政は文科省ではなく、子どもの方を向いて仕事をしてください。</p> <p>○「来年度以降も引き続き効果検証を行う」そうですが、今後は子どもたちや障害のある方々も委員にしてください。” Nothing About Us Without Us!”(私たち抜きに、私たちのことを決めないで！)です。学校の先生方全員にも、この「答申素案」を周知してください。よくご存じでない先生もいらっやいます。子どもたちの最重要な教育的資源は、先生方です。現場の先生方に周知徹底するとともに、先生方の意見も聞きとってあげてください。</p>
19	<p>(5) 本市にお住まいのかた</p> <p>(6) 本市に事務所又は事業所がある事業者</p> <p>(9) 本市に対して納税義務を有して</p>	<p>2. 「検討委員会の基本的な考え方」について</p> <p>検討委員会には現場関係者や親の会代表が入っており、「報告書」よりは充実していると言える。しかしながら「児童・生徒」および「障害当事者」は入っておらず、当事者不在と言わねばならない。「箕面市がともに学び ともに育つ教育を大切にし、障害のある子どもと周りの子どもたちが、互いのちがいを認め合い、地域社会の中で関わりながらともに生きていく態度を育む多様性と地域性を大切にされた教育を進めてきた」ことについては異論がない。しかしながら「合理的配慮」の名のもとに、子どもたちを個別化してみたいこうとする姿勢には納得できない。これでは「合理的配慮」ではなく、「合理的排除」になってしまう。子どもたちは分けることも、分けられることも望んではいない。子どもを分けないことを大前提</p>

<p>いるかた</p>	<p>とした、そして子どもたち自身のニーズ(おもいとねがい)に基づいた「合理的配慮」でなければならない。「ともに学び ともに育つ教育」に向かう道筋が、障害のある子どもへの「個別支援」の充実ではなく、障害のある子もない子も、ともに学んでいけるような集団の学びへの支援であってほしい。箕面市の教育は1970年代からずっと、根本的な方向性として「障害の軽減・克服」の医療モデル教育ではなく、「ともに学び ともに育つ」ことを大切にしたい人権モデル教育を目指してきたはずである。その経験も実践も他の追随を許さないほどであって、言葉を選ばずに言えば「インクルーシブ教育」を先行してきたともいえる。国連勧告がいう、「社会モデル・人権モデル」教育を堅持し続けてほしい。</p> <p>4. 諮問事項1 「学びの場の充実」について</p> <p>◇施策の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立活動とは、「一人一人の自立に向けた取組」であり、自立とは、「自分で何でもできる身近自立を目指す」ということではなく、「自分の力を最大限に発揮して取り組んでいくことができること」について <p>それはすべての子どもについて言えることである。「支援学級に在籍する児童生徒や通級指導教室を利用する児童生徒に対しては自立活動が必要である」としているが、「万人のための教育」であるインクルーシブな視点からは、根本的に違っている。</p> <p>さらには「一人一人に個別最適な自立活動を実施すること。」としているが、自立が自分で何でもできる「身近自立」を目指すということではないとするならば、「個別最適」などといわず、みんなの中で協力し合って生きていく、解決する力を集団として付けることを目指すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「通級指導教室を全校に設置し、学びの場の選択肢を増やすこと。」について <p>「学びの場の選択肢を増やす」ことに何の意味があるのか? 「場を増やす」ことは、結局のところ子どもを分けることにしかつながらない。「多様な学びを保障する」というのなら、子どもたちひとりひとりに応じてカリキュラムを用意するという、インクルーシブ教育にも通じるだろう。多様な学びの「場」としたところに、分けることへの危惧が生じる。</p> <p>すでに現場では「通級指導教室適」の子どもを作らなければならないのでは? という心配も生じている。これこそ新しい「障害児作り」にほかならず、まさに本末転倒である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「通常学級での学習の際に、支援学級在籍の児童生徒のみを支援する対象として限定するのではなく、校内でサポートを必要とする児童生徒の支援を行うため、全ての支援教育介助員を(仮称)学びの充実サポーター」に移行すること。」について <p>サポーターは支援学級在籍や通級指導教室利用を条件とするのではなく、すべての子どもを対象とするべきである。また、子ども自身が必要としていない時にまで手を出すことが子どもたち同士の関係を断ち切ってしまうことになるのは、これまでの現場の経験からはっきりしている。要ら</p>
-------------	--

ない時に色々口を出して友だちとの関係を切って、支援が必要な時に不在であるようなサポーターでは意味がない。

5. 諮問事項2「教職員の在り方について」

◇施策の方向性

・『「ともに学び ともに育つ」教育について、理念を再認識するため、研修を継続的に実施すること。」「全ての教職員を対象に合理的配慮や支援教育に係る研修を実施すること」について

必要であり、大いに進めるべきである。インクルーシブ教育のキーポイントは「教職員の意識変革(万人のための教育)」であり、これについては単なる講演にとどまらず、ユニセフ等が勧める具体的な意識変革のための研修である必要がある。また「合理的配慮」については、分けないことを前提としたものでなければならない。

・「教員の専門性の向上を図るために、特別支援学校教諭免許の取得をサポートすること。」について

養護学校教員養成課程修了・元養護学校(大阪府立養護学校)の教員としての経験から言うが、「特別支援学校教諭免許」は専門性を担保してはいない。現在箕面市の教職員で、当該免許を持たない素晴らしい教職員が数多くいる。むしろ「専門性」の名のもとに子どもたちを「個別最適化」し対象化して、ばらばらにしてしまう例が支援学校には多く見られる。免許取得に時間を使うよりは、本市の進めてきた「ともに学び ともに育つ」教育充実に向けて、人権教育と意識改革プログラム研修を進めるべきである。

・「授業の仕方をより支援教育の視点に立ったユニバーサルデザインの形に工夫する」について

ユニバーサルデザインの名のもとに、画一的で表面的な教育実践が箕面市内においても見られるのは残念なことである。時に「〇〇学校標準」などといわれる実践は、子どもたちを標準化し型にはめてしまうという意味で、最悪である。教職員一人一人の豊かな実践をも摘み取ってしまいかねない。マニュアル通りの同じ顔をしたユニバーサルデザイン教育実践では、個性豊かな子どもも教職員も育ちようがない。

・「経験の浅い教員でも、自立活動が実施できるよう実態に即した個別の教育支援計画及び指導計画を作成することができるシステムを導入し、支援の質を担保すること。」について

教職員は、「個別の教育支援計画及び指導計画」を作成するために仕事をしているのではない。子どもとともに、より豊かな学校生活を追及するのが仕事である。ましてやシステム化された安易な方法を導入して、子どものみか教職員の個性まで奪ってしまうことがあってはならない。

さらに言えば、「個別の教育支援計画及び指導計画」は本来、インクルーシブ教育を受ける権利を保障するために作成されるものである。また「経験の浅い教員」という言葉が否定的に使われているが、経験を積めばインクルーシブ教育ができるわけではない。経験を積んだ者ほど、教

員自身の変革がなければ「ともに学び、ともに育つ教育」の実践は困難である。

6. 諮問事項3「保育所・幼稚園・小学校・中学校における連続性について」

・「小学校高学年から中学校における支援を見据えて、支援の実施方法を中学校の支援方法に寄せていくこと。…小中一貫校の活用や小中の人事交流などを行うこと。」について

小中一貫校については十分総括が出来ているとはいえ、良い点もあれば課題もある。総括の上で良いとなれば、課題解決の具体的方策を講じたうえで、箕面市内のすべての学校を一貫校化すべきである。また一貫校が障害のある子にとって有効であるとするならば、その具体的な根拠を示すべきである。

中学校の様な高校受験を見据えた従来の「座学中心の講義的授業」よりは、小学校での「学びあい」的な実践の方が、どの子どもにも役立っている。中学校側が学ぶべきは、小学校の実践である。同様のことは小学校と保育所の間でもいえる。小学校が学ぶべきは中学校の実践ではなく、保育所の実践である。

7. 諮問事項4「人権意識と障害理解について」

◇施策の方向性

・「教員の世代交代が進んでいるため、今一度、徹底して「ともに学び ともに育つ」教育について、理念を継承することが必要であり、全ての教職員の人権意識の向上のために、障害理解を含む人権研修をより一層充実させること。加えて、児童生徒が安心して過ごすことのできる学級づくりを行うことが重要である。」について

全く異論がない。全面的に賛成である。

・「ともに学び ともに育つことを基盤においた支援教育の実施を目的として、教員の一人一人が児童生徒の個性を見取った上で、全ての児童生徒が前向きに学習へ参加ができるような手立てを考えた授業づくりを、自分事として行うことが大切である。」について

全く同感である。このことを前提とした型にはまらない、子どもたちを型にはめない「ユニバーサルデザイン授業」なら承できる。

・「インクルーシブな学校をつくっていくために必要なことについて、教職員だけでなく児童生徒も主体的に考えられるような機会を確保すること。」について

学校の主体は子ども自身に他ならない。そういう意味でこれが最重点化される必要がある。そのためには「子どもの権利条約」を、権利の主体

である子ども自身が自覚できるようなカリキュラム作りが重要である。

8. 追加意見事項「支援学級及び通級に係る文部科学省通知について」

・「文部科学省は、…支援学級に在籍する児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常学級で学び、支援学級において障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた指導を十分に受けていない事例があることが指摘されている。その他の事例としては、支援学級において特別の教育課程を編成しているにもかかわらず、自立活動の時間が設けられていない事例、機械的かつ画一的な教育課程の編成が行われている事例、「自校通級」、「他校通級」、「巡回指導」といった実施形態がある中で、通級による指導が十分に活用できていない事例などが指摘されており、箕面市における課題と共通する部分もある。」について

箕面市における課題は、これまで述べてきたようにそんなことではない。むしろ文科省のこのような姿勢は、国連勧告で完膚なきまでに否定されている。箕面のこれまでの教育実践は、文科省ではなく国連勧告の視点で評価されるべきである。箕面市が進めてきた「ともに学び ともに育つ」教育が、文科省の一片の「通知」によって変えられることがあってはならない。4. 27文科省通知には法的拘束力がないばかりか、上位にある国連勧告にも違反している。

これまで連綿として営み続けられた箕面市の「ともに学び ともに育つ」教育に、もっとも自信を持っていただきたい。その教育で育ってきた箕面の若者たちの姿を誇っていただきたい。

最後に

今回の検討委員会では単に支援教育のみならず、箕面の教育全般に係る論議を重ねられた様子である。まことに時宜にかなっていると言える。そういう意味でも、以下について提案しておきたい。

・学級定数の引き下げが早急に必要である。障害のある子どもたちがいない子どもたちとともに育ちあうためには、20人程度の学級定数になる必要がある。それが難しければ複数担任制等の方法もあり、国が勧めるからと言って安易に「通級指導教室」に解決を求めても無駄である。国の通級制度はもともと「通常の教育課程についてこれる子ども」を対象としており、現に「知的障害」の子どもだけ対象から外されている。

また、教職員の多忙化問題にも着手してほしい。教職員自身がゆとりをもって仕事と子どもに向かい合ええるようにすることが、本素案実現の大きなキーポイントにもなる。

・教職員がもっと自由闊達に意見を言えるようなシステムが重要である。今回の「素案」についても、どれだけ現場教職員の意向がくみ取られて

		<p>いるのだろうか？委員会がどのような素晴らしい提案をしても、それを具体化するの現場教職員である。</p> <p>「検討委員会で議論を重ねた様々な方策を確実に実施していくことができれば、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限りともに過ごしなが、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備が実現できる」と書かれている通りである。</p> <p>ただし「検討委員会で議論を重ねた様々な方策」については、これまで指摘してきたような危うさがある。今後は委員の中に「子ども」と「障害者」という絶対の当事者を入れ、これらの課題について議論を続け、箕面市の教育、なかんずく「人権教育」の深化発展をめざしていただきたい。</p>
20	(2) 本市にある小学校に在籍する子どもの保護者	<p>支援級在籍の場合、決められた授業数を別室で受けなければいけない、という考えは「ともに学び、ともに育つ」という目標から大きくかけ離れているように思います。</p> <p>手先が不器用、周りの音が気になり集中力が切れやすい、コミュニケーションが苦手等の困難があっても、少しの声かけやフォローがあれば通常授業についていける子はたくさんいると思います。</p> <p>そういったグレーゾーンといわれ、通常学級で頑張っている子供達を急に別室指導へまわすのは本人達の自信喪失に繋がると思います。</p> <p>必要としている支援は、別室指導でフォローできる内容ではないケースも多いです。授業中の手作業やグループワーク等、タイムリーな支援が必要とされています。</p> <p>通常授業に参加できる時間数が減ることで勉強やクラス活動についていけなくなることも容易に想像できます。今後の進路や社会性の成長に悪影響が及ぶとしか思えません。</p> <p>かと言って、支援級を抜けて通常級へ移行することもかなりハードルが高いです。</p> <p>どんなに頑張っても周りの子ども達と同じようにいかない、という場面が多いからです。</p> <p>しかし、少しのフォロー、配慮があれば、出来ることは多いです。まだまだどこまで成長できるか分からない子供達の可能性(機会)を潰さないでほしいです。</p> <p>支援級を抜けた場合、通常授業で担任の先生がタイムリーにフォローすることは、1クラスを少人数制にしない限り難しいと思います。</p> <p>必要に応じてサポーターを入れる案もあるようですが、子供一人ひとりの現状把握(特性)や対処方法について、サポーターとクラス担任、教科担任の間で情報共有ができるのか心配です。(支援担は、クラス担任や教科担任とも連携をとっている認識です。)</p> <p>また、サポーターも担当制にしないと、子供が心を開けないように思います。</p>

		<p>保護者としては、子供が通常級に移行した場合、子供が学校生活で難しさを感じている時にすぐ支援方法について相談できる窓口がないのも非常に不安です。(クラス担任は現状の業務で手一杯の認識です。)</p>
21	(10) 上記(5)から(9)に該当するかたで構成された団体	<p>全体的には、いろいろよく検討されていると思った。その上で、</p> <p>○「学びの場の充実について」思うこと:「個別の教育支援計画及び指導計画の作成」について。教育ソフトをモデル校で導入しているとのこと。その実施をしている過程で問題は起こっていないのだろうか? 技術的にも、子どもについて認識把握するという面でも。</p> <p>実際に、子どもの現実を本人、保護者、担任、支援担任などが付き合ったり、観察したり、思いを理解したり、話し合ったりが大事で、それが抜けて、ソフトの枠に流れることを危惧する。</p> <p>○「学びの場の充実について」通級教室を利用することが絶対なものにされないように望む。通常学級で、クラスのみに関わるような授業や話し合いが行われる場合などあるが、「通級の時間だから」と言うことで、通常学級から抜かれて通級教室に行くということでは、子どもにとってすごく疎外感を持つ場面だと思う。また、クラスのほかの子ども達にとっても、差別感を持つきっかけになりやすいと思う。その観点から、通級指導の担当者も、是非「共に学び、共に育つ」視点で実際に当たってほしいし、研修も受けてほしい。そういう機会を持ってほしい。</p> <p>○「”共に学びともに育つ”教育を進めるために、理念と研修を継続的に実施する」とある。大賛成である。とにかく、発達障害についての研修会はよく実施される。またその場合、すればするほど、「違う場で教える」になりがちである。そうではない研修とは? 当事者や同級生も含めた実践報告、退職した教員で「共に学ぶ実践」を重ねてきた人達、すでに卒業した人を含めた「障害児」の保護者、インクルーシブ教育の研究者、障害者で社会で活動している人の体験などの講演や、そういう人たちが行う授業の研究会など、是非やっていただきたい。</p> <p>○「保育所・幼稚園・・・における連続性について」で気になったこと。小学校での指導で「支援の実際方法を中学校の支援方法に寄せていく」とあったが、なにゆえにそのような表現になったのか。小学校と中学校の教員が話し合って、子どもの実態に応じた最善の方法を交流し合うことが基本的に大切と思うが。</p> <p>○支援学級に在籍した場合に、文科省通知のように、「週の半分以上は支援教室で」というような一律時間数で「分けないように」切に願う。</p> <p>○「検討委員会」は、できあがったものを絶えず、実態に応じて、検討し直したり、はかたりする柔軟性を持った姿勢で、今後も市民に、教育界にオープンであってほしい。</p> <p>○今後とも、「共生社会の実現を目指して、”共に学び、共に育つ教育”」を、箕面は是非実現して行ってほしい。大阪府下の他市も、しっかり注目していることを忘れないでいただきたい。</p>

<p>22</p>	<p>(5) 本市にお住まいのかた (9) 本市に対して納税義務を有しているのかた</p>	<p>●首都圏や東日本の教育環境と府下・箕面市の教育環境とを比較すると、国と異なる「ともに学び ともに育つ」教育を続けてきたことにそもそも限界があるのではないかと。昨今のニュースでも話題になっているように教育現場がとても疲弊している中で、障害者当事者の立場としては、子ども障害者当事者が保護者から離れて自立させられるようにするためには、教育現場だけに任せるのではなく、もっと『健康福祉部 障害福祉室』が介入して、子ども当事者自身や保護者にも、建設的で専門的なサポートが必要だと思う。義務教育を終えたあとのサポートが不透明なので、障害福祉室がもっと積極的に介入すべき。つまり、会議のメンバーに健康福祉部や社協の人たちがいないのは納得できない。教育だけに任せるのではなく、もっと福祉の側面からの介入も必要ではないのか。</p> <p>●いじめ問題が発端とあるが、首都圏で行われている学校内弁護士(スクールロイヤー)制度を導入し、スクールロイヤーを24時間体制で各校に配備したほうがよい。学校・市と、当事者・保護者の双方からの意見を仲裁してくれる立場のものがいたほうが、合理的配慮の要請に対する対応について適切に関係調整をすることができる。資格の有無が分からない支援教育専門員よりも、このような資格をもった弁護士を積極的に雇ったほうがよい。</p> <p>●支援教育のために教員や支援教育専門員を配置する予算が市にあるとは思えない。24時間体制で勤務できるような人員でなければならぬはずなのに、教員に限らずどこの業種も人手不足な状況の中で、非正規雇用や就業制限のある人員で補填しても足りていないのが現状ではないのか。人員を配置できる予算を組み、実際に人員を配置することはできるのか。ニュースでも、教職員の「無休」「ただ働き」が問題になっているのに、そんなイメージのところにも人員募集をかけても、人員が集まるとは考えにくい。どこの業種でも人員が不足しているのに。</p> <p>●『教員の専門性の向上を図るために、特別支援学校教諭免許の取得をサポート』とあるが、ニュースで教職員の労働時間が話題になっているのに、こうした労働者がそのような免許を取得できる余裕があるとは思えない。具体的にどのようなサポートをするのか。民間企業では、さらにサービス介助士や准サービス介助士の資格をサポートしているところもある。特別支援学校教諭免許の取得が時間的にも難しい労働者には、このような介助士の資格も積極的にサポートしてはどうか。</p> <p>●「教職員の在り方について」とあるが、学校に勤める教職員に障害者手帳を所持しているものはどれくらいいるのか。教育実習の介護等体験</p>
-----------	--	--

		<p>では障害者手帳所持者は免除されているが、こうした障害のある教職員をもっと支援教育に活用することはできないか。</p> <p>●「合理的配慮」とあるが、学校の授業で合理的配慮や障害者差別解消法まで踏み入って、子供たちに対して授業をしたり、教職員や保護者に対して研修を行っているところはどれだけあるのか。</p> <p>内閣府は、「合理的配慮」について障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト (https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/goritekihairyo/) で以下のように定義している。</p> <p>(引用ここから) ▼『「合理的配慮」とは、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに負担が重すぎない範囲(=「過重な負担※1」のない範囲)で対応すること(事業者に対しては、対応に努めること※2)が求められるものです。「過重な負担」があるときでも、障害のある人に、なぜ「過重な負担」があるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることが大切です。』 / ▼『合理的配慮の提供について、障害者からの社会的障壁の除去についての申出の内容と、その申出に対し過重な負担のない範囲でできる対応について、障害者と事業者が対話を重ね、解決策を検討していくことが重要です。このような双方のやりとりを「建設的対話」といいます。申出について対応が難しい場合でも、障害者と事業者双方が持っている情報や意見を伝え合い、建設的対話に努めることで、目的に応じて代替となる手段を見つけていくことができます。』(引用ここまで)</p> <p>また、子供たちが自分たちで「合理的配慮を求められるようになるよう」「合理的配慮の提供で、過重な負担のない範囲で提供するために」どうすればよいか、考えるような授業を考えられないか。総合的な学習を外国語活動や英語コミュニケーションに振り替えているようだが、障害者当事者の立場としては、将来の箕面市民に対して、どのような教育をさせたいのか。障害当事者の子どもたちが保護者から離れて自立生活を送れるように、周りほどどのように合理的配慮を提供すればよいか、考えられる機会を提供するべきではないか。</p> <p>また、子ども当事者自身の合理的配慮のニーズを、教育現場や保護者が勝手に推測し、本人が本来求めるニーズと違っては、障害者差別解消法の意図に反する。「過重な負担」「建設的対話」になるように、さらには、義務教育を卒業したあとのサポートができるように、専門的な見地をもつ市の『健康福祉部 障害福祉室』がもっと介入すべき。学校・市と当事者・保護者の双方の意見がまとまるように、スクールロイヤーや社協・障害福祉室がもっと積極的に介入すべき。</p>
23	<p>(5) 本市にお住まいのかた</p> <p>(9) 本市に対して</p>	<p>箕面市で、あいあい園、公立保育所、市立小学校で支援教育を受けた知的障がいを持つ子の保護者です。</p> <p>我が子が学校に通っていた頃と現在とでは、今の学齢期の保護者の方からお話を伺ったり、資料を拝見したりすると状況が違うことが多々ありま</p>

<p>納税義務を有しているかた</p>	<p>す。</p> <p>過去の私の経験ですが、我が子が支援を受けながら地域の学校で過ごし、とても良かったと思っています。</p> <p>まだ団塊の世代の先生方が一斉に退職される前であり、校内の支援学級在籍人数もさほど多くなく、親も、お互いに子どもと親の顔が分かり親同士の交流も持っていました。当時は恵まれた環境だったと思います。</p> <p>現在では各校の在籍人数が当時の比較にならないほど多くなっています。親同士の交流は持ちにくいかもしれませんが、当事者の子どもは学校の中で「時々クラスにやってくるお客さん」ではなく「クラスメイト」としてほしいと思っています。</p> <p>他府県では共生保育・教育に昔から力を注いできた大阪や箕面とは、現在でも土台が全く違う地域もあります。</p> <p>私自身幼少期から箕面で育ち幼稚園やクラスに支援の必要な友だちがいる事は当たり前で気にもしていなかったのが、父の転勤で関東で過ごすようになり、支援の必要な友だちが地域の小中学校に全く居ないことに違和感を覚えたことがあります。その状況が現在でもほぼ改善されていないところもあります。箕面での支援教育はそれくらい歴史があり誇れるものだと思います。</p> <p>地域の学校の支援学級だけでなく、府立の支援学校でも児童生徒の人数が激増し、箕面市の知的障がいのある子どもが対象となる支援学校はすでにパンク状態です。</p> <p>地域の小中学校での支援教育のあり方を、この機会に見直しをし、具体的な対策を立ててくださっているのは、とても心強いです。子ども達の進路を支援学校でなく地域の学校も選べる魅力となれば、進路の選択肢も増えるかと思います。</p> <p>支援が必要であっても、個別の支援を受けながら現学級にすることが当たり前でありますよう心から願います。</p> <p>また各校の通級配置をすすめてほしいです。</p> <p>そして子ども本人や保護者だけでなく、先生方の困り感が相談できる場所を確保してください。頑張っている先生へフォローを！</p> <p>多忙で子ども本人や保護者対応で疲弊し孤立してしまうと、人権を大切と思ってもそこまで動けないのではないのでしょうか？</p> <p>私は、人は異質なものを排除しようとする気持ちは本能的に持っていると思います。</p>
---------------------	---

		<p>周りが我慢を強いられるだけの配慮のあり方では、見えないところでのいじめは無くならないでしょう。保護者の立場として、学校側の努力に任せっきりにするのではなく、親として協力できることなど歩み寄りも大切だと感じています。</p> <p>我が子の箕面市での学校生活は小学校まででしたが、今の年齢になっても長期休みに会ってくれる当時の友だちがいます。お祭りなど地域の行事で顔を見ると声をかけてくれる人もいる…インクルーシブとはこういう事ではないでしょうか？ こんな時、涙が出るほど嬉しいのです。</p> <p>我が子は言葉によるコミュニケーションも難しく、1人ではできない事も多いですが、今の学齢期の子どもたちが、大きくなった時、親御さんが同じような気持ちになれるといいなと思います。</p> <p>厳しい状況の中、箕面市でできる事を検討してくださり、本当に感謝しています。一保護者として、ご意見させていただきました。ありがとうございました。</p>
24	(2) 本市にある小学校に在籍する子どもの保護者	<p>保護者ニーズに添って個別の教育支援計画書を作ってもらっていましたが、とてもその通り支援をする余裕が先生にあるようには思えませんでした。</p> <p>支援児童数に対する、支援担任、介助員の先生の数が増えない限り、何も改善されないように思います。</p> <p>「共に学び」「共に育つ」と掲げていても、実際難しいと感じます。</p> <p>支援学級に在籍しているのですから、抽出授業を増やしてもらいたいです。</p> <p>抽出できないなら、通常教室で、支援児童4人に介助員の先生1人という現状を改善してもらいたいです。</p> <p>席もバラバラの4人の児童を介助員の先生1人が支援できるとは思えません。</p>
25	(7) 本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた	<p>「個別の教育支援計画及び指導計画の作成をサポートし、計画の質を担保できる仕組みを導入すること」とある。LITALICO 教育ソフトの導入について、支援担は、研修等で知ったり触れたりする機会があったが、現状では支援担以外の職員や保護者は全く知る機会がない。もし本当に</p>

		<p>導入するのであれば、その必要性や方法等について、丁寧な説明が必要だと感じている。特に保護者には沢山のアンケート項目に答えてもらわないといけないし、答えづらい項目も多く含まれているため、保護者からの問い合わせや意見等に支援担が対応するのは限界がある。もし導入するのであれば、導入前にその必要性や方法を箕面市から丁寧に説明する必要がある。</p> <p>また、個別の教育支援計画については、令和3年度に新しい様式に変更したばかりで、その時も支援担が研修を受け、保護者に説明した。もしLITALICO 教育ソフトの導入でまた様式が変更となると、変更の理由も含めて保護者への説明が必要である。</p> <p>個別の指導計画については、これまで支援担が子どもの実態を見て、学級担任と相談、保護者と面談を重ねながら、目標と具体的方策を作成してきた。支援担をしている私自身はこれまでの方法で十分よかったと感じている。LITALICO 教育ソフトが導入されたら、子どもを見ることや保護者と話すことより、パソコンに向かう時間の方が多くなりそうだし、ソフトに頼りすぎて、目標や手立て等を安易に決めてしまうのではないかと危惧される。</p> <p>これらのことを解決しないまま導入するのは危険だし、混乱を招くと思うので、ぜひ対応をお願いしたい。</p>
26	(2) 本市にある小学校に在籍する子どもの保護者	<p>①子供の特性や心身の発達に応じた授業を行うことに関しては賛成なのですが、一律として週の半分以上授業を抽出ということには反対です。</p> <p>一年生からその状況ならば子供も抵抗ないかもしれませんが、中学年以上になると授業の半数を教室外で過ごすことに抵抗がうまれ行き渋るきっかけになりかねないと思います。</p> <p>また交流級に席は設けられるのでしょうか？</p> <p>また支援級を選択した結果行き渋った場合、年度途中でも柔軟に通常級に戻したり対応していただけるのでしょうか？</p> <p>②知的な遅れがない ADHD の子供や不安を感じやすい子供は支援の先生存在や声かけで通常学級で学ぶことを選択している事があります。今後その子達が支援級を選択したことで違う教室で授業を受けることになったり、または支援級を選択せずに通常級で今までより不安な気持ちで学校で過ごさなければならなくなる可能性があります。</p> <p>制度が変わって、選択の幅を狭め子供自身が不便な思いをするならば元も子もないと思います。</p> <p>特に支援が必要な子供たちは変化に順応するのに時間がかかります。</p>
27	(1) 本市にある保	

	<p>育所・幼稚園・認定こども園に在籍する子どもの保護者</p> <p>(2) 本市にある小学校に在籍する子どもの保護者</p> <p>(5) 本市にお住まいのかた</p> <p>(9) 本市に対して納税義務を有しているかた</p>	<p>保育園幼稚園小学校中学校の引き継ぎが支援が必要な子のみならずうまく行っていないという点の改善は期待したいが、果たして幼児教育センターに今までできなかったのにできるのか？という疑問がある。</p> <p>また、通級クラスは必要ではあるが支援クラスの充実や指導員の継続性があるからこそ成り立つのではないのでしょうか。</p>
28	<p>(10) 上記(5)から(9)に該当するかたで構成された団体</p>	<p>諮問事項1「学びの場の充実について」の施策の方向性のところで、自立活動とは「一人一人の自立に向けた取組」とされていたり、学習指導要領に「支援学級に在籍する児童生徒の指導には障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために…」と示されているが、障害のある児童生徒本人(以下当事者とする)が自立していく取り組みだけではだめで、当事者は常に周りのサポートが必要だからこそ、周りの子どもたちや教員が当事者とともに当事者と健常の児童生徒とを切り離さず、どうやったら対処できるのかななどを体感して学ぶことが一番必要なので、一緒に学ぶ場を基本に置き、そこでそれぞれに介助やサポートを入れ、合理的配慮をしていくことが求められていると思われる。障害当事者が困難を克服し、自立活動を強いられるのは医学モデルの考え方で、周りの社会の側が当事者が困難さを感じないように考えていく社会のモデルの考えが学校にもベースにあるべきで、それを体感できるのが同じ場で学び育つことだと思う。経験の豊富な教員が大量退職し、経験の浅い教員が増加しているとあるが、そもそも教員の知識や経験に疑問を感じる。障害があつたり配慮の必要な子どもにとって、特別な専門的な教育が一番重要だと教えられている知識や分離教育の経験だと逆に当事者にとってはマイナスで、それなら知識や経験はない教員がクラスの中でできることを模索し、そこから当事者が必要な学びを合理的配慮を提供しながら行う方がありがたい。</p> <p>諮問事項2「教職員の在り方について」とも重なるが、「ともに学びともに育つ教育の理念の研修」や「合理的配慮や支援教育に係る研修」を実</p>

		<p>施するように書かれてるが、当事者に学ぶことが最も有効で、当事者が講師の研修をぜひとも実施していただきたい。「教員の専門性の向上を図るために特別支援学校教諭免許の取得をサポート」ともあるが、それよりも当事者がインクルーシブ教育の研究者に学んでいただきたい。諮問事項4「人権意識と障害理解について」のところでも同じことが言える。</p> <p>追加意見事項『支援教育及び通級に係る文部科学省通知について』でも、交流や共同学習の実施が適切でないような解釈をされる自治体もあったが、ただ通常学級に当事者を入れればよいということではなく、そこで必要な配慮をされながら、お互いに学び合えばいいし、通常学級に入っても通級があるからといってすぐに取り出され通級に連れて行かれたりすることがないようにしてもらいたい。「学びの充実サポーター」や『支援教育専門員』などの人員を増やしていくのはいいが、他市町村でも通級を増やしたり支援員を増やそうとして募集していても集まってない現状もある。集められる方策や計画はあるのか？ 考えていただきたい。</p> <p>箕面市の支援教育は先進的で、こういった支援教育の検討委員会を早々に立ち上げ、当事者の代表として保護者も構成メンバーに入れて議論されているのは素晴らしい。他市町村でもそのようにされることを強く希望する。全国からも注目されている箕面市にぜひより良い支援教育を進めていただきたい。</p>
29	<p>(5) 本市にお住まいのかた</p> <p>(9) 本市に対して納税義務を有しているかた</p>	<p>箕面市・大阪府が首都圏や全国・国の意向と異なり、「ともに学び、ともに育つ」教育をするために、人員が常に不足していることに大きな問題がある。どこの業界でも成り手(人員)不足が恒常化して、活動規模を縮小しないとイケない状況であって、今般のニュースでも報道されるように、ブラック労働のイメージしか持たれない教員という使い捨て労働者の過剰労働を解消することがまず第一にある。</p> <p>支援学級担任(支援担)は、校長・教頭・主幹教諭・充て職(教務主任・生徒指導主事・進路指導主事・学年主任)ならびに学級担任以外で回すことになる。現状では支援担は非正規雇用や時短(子ども介護など)を無理やりに充てており、つまり、支援担は余人をもって代え難いのであり、交代不可能である人材は残っていない。子ども介護などで休まれると、制度は完全に崩壊する。</p> <p>国と違った意向の教育を推進しているから、1学級あたりの人員も通級を含めずにカウントするので、本当に必要な教員数を確保できていないのではないのか。</p> <p>ブラック労働のイメージがもたれて成り手が不足している、人員を雇うための人材を確保できない、成り手を増やすために労働者への資格取得へのサポートも現時点で出来ていない、このような環境で、この施策を実行した段階で人員を充てることは極めて困難である。</p> <p>障害者(身体・知的・精神、障害者手帳が申請されない発達障害者などを含める)に対して支援教育を充実させたいなら、『教育』だけでなく、『福祉』『医療』と噛み合わなければ成立しないものであるから、『福祉』『医療』の側面からのサポートや人員補充が必要であり、他部署(健康福</p>

		<p>祉部・障害福祉課など)や社会福祉協議会・医者・ハローワークなどから人員を充て、24 時間体制で対応にあたるのが望ましい。そもそのこの委員会に『福祉』『医療』『スクールロイヤー』の立場のメンバーをいれるべきではなかったのか。</p>
30	<p>(7) 本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた (5) 本市にお住まいのかた</p>	<p>「答申素案」では、基本的に「ともに学び、ともに育つ教育」を今後も推進していくことを前提としており、「通級指導教室の全校配置(利用者の多い学校は複数名の配置を検討)」、「支援教育介助員を(仮称)学びの充実サポーターに移行」、「支援教育コーディネーターの専任化」「ともに学び ともに育つ教育の理念を継承する研修の実施」、「個別の指導計画等を作成するシステム導入」等の支援教育充実に向けた内容が記載されている。基本的な方向性については現段階ではベターなものであると考えているが、それぞれに進めていくにあたっての課題がある。</p> <p>個別の項目については、以下に示しているが、基本的には、支援教育の充実と「ともに学び、ともに育つ」インクルーシブ教育の深化に向けて、現場の声を聴きながら、人的支援、物的支援、制度の充実等を行っていただきたい。また、2023 年 4 月から全てを一斉に行うのではなく、課題を解決して体制を整えてから段階的に行っていただきたい。</p> <p>P4 諮問事項1「学びの場の充実について」◇施策の方向性 2 項目め</p> <p>○「個別の教育支援計画及び指導計画の作成をサポートし、計画の質を担保できる仕組みを導入すること」とあるが、現在モデル校としてその仕組み(LITALICO 教育ソフト)を活用している学校では、端末のスペック不足による動作の遅さ、端末の台数不足、保護者アンケートの負担等の課題が挙げられている。また、ソフトに頼りすぎて、子どもを見ず、手立て等を安易に決めてしまうことも危惧されている。さらに、アンケートや計画の内容が箕面市の支援教育と合っていない部分もあったり、肢体不自由・病虚弱・弱視・難聴学級の児童生徒に対応していなかったりする部分もある。次年度から一斉に導入するのではなく、これらの課題を解決した上で、部分的かつ段階的に導入していくべきである。</p> <p>P4 諮問事項1「学びの場の充実について」◇施策の方向性 3・4項目め</p> <p>○「通級指導教室を全校に設置」「利用者が多い学校については、複数名の教員配置を検討」とあるが、「学びの場の充実」のためには、市費での設置も含めて、まずはこれを確実に実施することが必須である。また、文部科学省は「週8時間まで」をめやすにしているが、現在の対象者数では実際にそのめやすで実施することは困難な状況である。その部分も含めて、保護者・児童生徒に対して、支援学級と通級指導教室の違いを丁寧に説明する必要がある。全校配置が実現すれば、担当者は22名以上必要となり、担当する教員に対して丁寧な説明と研修、育成等を行う必要がある。</p>

		<p>P5 諮問事項1「学びの場の充実について」◇施策の方向性 6項目め</p> <p>○「全ての支援教育介助員を『(仮称)学びの充実サポーター』に移行すること」とあるが、支援対象の制限なく業務を行うことは、教職員にとっても、また児童生徒にとっても混乱を招く可能性が高い。支援の範囲をある程度限定して、支援の優先順位をつける必要がある。例えば、「①支援学級の児童生徒②支援学級から通級・通常学級に学びの場を移した児童生徒③通級の児童生徒」のように、基本的に校内支援委員会に位置づいた個別の指導計画を作成している児童生徒に絞った上で、明文化して教職員・児童生徒・保護者に丁寧に説明する必要がある。また、名称を業務内容に合ったものに変更する必要がある。さらに、これまでと業務内容が変わり、専門性や柔軟性、コミュニケーション力等が必要となることから、待遇改善を行った上で、質と数の確保を確実に行う必要がある。</p> <p>P6 諮問事項2「教職員の在り方について」◇施策の方向性 1項目め</p> <p>P8諮問事項4「人権教育と障害理解について」◇施策の方向性 1項目め</p> <p>P6『『ともに学び ともに育つ』教育について、理念を再構築するため、研修を継続的に実施すること』、P8「障害理解を含む人権研修をより一層充実させること」とあるが、「いじめ調査報告書」の指摘にもあるように、「特別支援教育」のみならず、「インクルーシブ教育」の研修が必要である。また、インクルーシブ教育の実践のイメージを共有化するためには、研究者による講義形式の研修だけでなく、当事者・同級生等も含めた実践報告や実践交流等を行うことが必要である。さらに、継続的に実践・研究を行っていくために、例えば箕人研にインクルーシブ教育の専門部会を創設する、支援教育コーディネーター連絡会で実践・研究を深める等、研究組織の存在が必要である。</p> <p>P6 諮問事項2「教職員の在り方について」◇施策の方向性 3項目め</p> <p>「支援教育コーディネーターは、専任または担当の児童生徒の人数を軽減し」とあるが、加配なしで行うと現場に負担がかかるため、市費等での加配が必要である。また、全校で専任化・軽減化をすることができれば、22名の担当者が必要となり、通級担当者と同じく、担当する教員に対して丁寧な説明と研修、育成等を行い、質と数の確保をする必要がある。さらに、情報共有や実践・研究等を継続的に行うために、支援教育コーディネーター連絡会を定期的に開催する必要がある。</p> <p>P6～7諮問事項2「教職員の在り方について」◇施策の方向性 5項目め</p>
--	--	--

「採用後に支援教育を担当することを推奨すること」とあるが、現在の人事方針では「初任者4年、それ以外6年」の人事異動がほぼ例外なく行われており、経験年数の短い教職員が支援教育を複数年担当することが難しい状況である。「初任者4～6年、それ以外6～8年」等、異動年限に幅を持たせた柔軟な形にするか、「初任者6年、それ以外8年」等、異動年限を伸ばす必要がある。

P7諮問事項3「保育所・幼稚園…における連続性について」◇施策の方向性 1項目め

『『保育・幼児教育センター』を活用し』とあるが、その受け皿となる「教育センター」が組織として縮小されている現実がある。今後、学校教育全般の中で支援教育を充実させていくことを考えると「教育センター」を組織として拡大・充実させていく必要がある。

P7～8諮問事項3「保育所・幼稚園…における連続性について」◇施策の方向性 2項目め

「支援の実施方法を中学校の支援方法に寄せていく」とあるが、小学校と中学校の接続部分では、一方的に中学校に寄せるのではなく、互いの支援方法を共有した上で、歩み寄っていくことが必要である。また、「小中の人事交流などを行うこと」とあるが、免許の問題等があるため、あくまでも希望の範囲内で行うこと。連続性については、支援教育コーディネーター連絡会等で課題共有し研究を深めていくことができるのではないかと考える。

P9～10追加意見事項「支援学級及び通級に…通知について」

「本来、支援学級に在籍するのではなく、通常学級に在籍した場合も、《中略》検討委員会で論議を重ねた様々な方法を確実に実施していくことができれば、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限りともに過ごしながら、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備が実現できる」とあるが、支援学級に在籍した場合に、文部科学省通知のような「週の半分以上の時間は支援教室で」となってしまうと、真のインクルーシブ教育は達成できないと考える。共生社会の実現に向けた「ともに学び、ともに育つ教育」を今後も継続し、一律に時間数のみをもとにした支援を求めることのないようお願いしたい。

また、「来年度以降も引き続き効果検証を行う」とあるが、今年度、支援教育充実検討委員会の「箕面市立中学校 支援担任」として委員を務めた方は、実際には支援担任ではなく支援教育コーディネーターであり、中学校の支援学級のリアルな声をほとんど聞くことができなかった。また通級担当者も委員に入っていなかった。次年度以降も検討委員会を行うとすれば、中学校支援担任、通級担当者を確実に委員にし、通常学級担任代表、箕面で育った障害当事者等も委員にするよう検討していただきたい。

		<p>その他、「答申素案」の全般に関わって</p> <p>今回提案された「答申素案」自体が、支援教育担当者会、介助員連絡会等では周知されていたが、全教職員に周知すべき内容であるにもかかわらず、実際にはよく知らない教職員もいる状況である。例えば、説明用のプレゼンに口頭での説明を吹き込む等して、20分程度の説明用動画を各学校に共有することで、周知を図ることができると思うので、そのような全教職員への丁寧な周知の手立てを行っていただきたい。そして、パブリックコメントとは別に、学校現場の意見として、答申素案に対する意見や要望を集約する機会を作っていただきたい。</p> <p>パブコメ後の方針については、3月までに周知して4月から完全実施することは難しい部分もあるので、課題を解決して体制を整えてから段階的に行っていただきたい。導入後は、定期的に検証を行い、現場に合ったものとなるよう修正すること。中学校の特別の教育課程と評価の課題について、生徒にとって不利益となることのないよう課題解決を行うこと。全般を通じて、基本的な視点として、「障害」についての捉え方が、「医療モデル」なのか「社会モデル」なのかが不明確な部分がある。文部科学省は両モデルが混在した方針となっているが、箕面市では国連が提唱する「社会モデル」を基本とした方針として示していただきたい。そして、『共生社会の実現に向けた「ともに学び、ともに育つ教育」』の方針を、豊中市等を参考にして、明文化すること。</p> <p>参考：豊中市豊中市障害児教育基本方針(改定版)</p> <p>https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/kosodatetorikumi/jourei_keikaku/a001120040010031201.html</p>
31	(2) 本市にある小学校に在籍する子どもの保護者	<p>教師の皆様へ、支援教育について、対面の形式で学ぶ機会を作っていただけたら、『教師の力量による子供達への負担の差』が少しは軽減されるのではないかと思います。</p> <p>現在子どもが低学年で支援クラスに在籍していますが、担任からの積極的なかわりは薄く、自然と子供も担任に懐かず、支援担が働きかけることでやっと困り事を理解してもらえる状況です。そもそも支援担も現場一年目のため、経験不足による理解の難しさもあり、親が積極的に働きかけることでなんとか過ごす一年でした。</p>
32	(5) 本市にお住まいのかた (9) 本市に対して納税義務を有して	<p>多面的な分析が行われ、多面的な改善策が提起されていることに検討委員会の皆様のお骨折りがあったことと存じます。</p> <p>門外漢のため、理解不足な点、理解不足による失礼があればお詫び申し上げます。</p> <p>答申(素案)を読み疑問に感じたことを以下に記します。</p>

	<p>いるかた</p>	<p>1. いじめの対象となったお子さんが支援学級に在籍しており、支援学級の体制を変えることが必要であると判断されたということですが、支援学級の体制に問題があり、改善の必要があるとしても、支援学級の体制を変えたことが直接いじめをなくすことには繋がるとは言えないのではないかと思います。</p> <p>2. 先日、新聞でなんらかの学習障害のあるお子さんが、平均すると学級に3人存在するとの記事を見ました。障害が無いが通常学級で困りごとが生じているお子さんが「支援学級」に在籍し、本来個別の支援教育を必要とされているお子さんに適切な支援が行われていないことが認識されていたにも関わらず、第三者から指摘を受けるまで、改善の動きがみられなかった根本的な理由がありますか？</p> <p>改善過程で生じる新たな問題に対処できる環境が担保されていますか？</p> <p>3. 今回の「支援学級」の在り方の改革の大きな柱として、支援教育介助員を「(仮称)学びサポーター」とし、通常学級で困りごとのあるお子さんのサポートを担当してもらい、「支援学級」の在籍者を障害があり支援を必要としているお子さんに絞り込み、より充実した支援を行うことが挙げられていますが、現行の支援教育介助員の募集のフライヤーを拝見したところ、高校生のアルバイトよりも安価な時給で、7時間×5日/週と時間と常勤並みの拘束時間で、どれほどの応募があるのかと心配になりました。「サポーター」と呼称を変えたところで、教育の場にかかわるにはそれなりの責任が生じることと思います。</p> <p>信頼できる人材の確保を目指すのであれば、「サポーター」の時給を改善する、或いは、就業時間をフレキシブルにするなど、応募者にとって魅力のある条件を検討すべきかと思います。</p> <p>4. 諮問事項1～3は具体的な方法の記載がありましたが、諮問事項4については具体的方策がなくこれまでも当然こととされていた内容かと思います。</p> <p>12月の初旬に開催されていた箕面人権フォーラムに参加されている方は、ほとんどが関係者だったように感じました。教育の分科会でも会場30名弱、オンライン関係団体含め30名程度のような感じでした。箕面市内の学校の職員数のどの程度が人権の問題に関心を持たれているのか・・・という感想です。</p>
<p>33</p>	<p>(5) 本市にお住まいのかた</p>	<p>子供が箕面市の小学校支援学級に昨年まで在籍していました。</p> <p>教職員の在り方について</p> <p>「採用後に支援教育を担当する事を推奨」とありますが、支援担任は専門的な高いスキルが必要です。今後通常学級担任時に役立つからと、</p>

		<p>安易に支援担任をさせないで欲しいです。全く支援の知識の無い新卒支援担任に担当される支援学級児童が犠牲になります。支援担任の教育を重点的に行い、高い専門性を持った支援担任を育成して頂き、そこから通常学級へ展開して行く方向にして頂きたいです。</p> <p>支援教育コーディネーターについて 各校に配置されている事も、誰がコーディネーターなのか、保護者には周知されていません。 コーディネーターの先生自体に専門性も感じられません。 大阪府立の支援学校へ長期間研修に行く等、コーディネーター自体の専門性を高める必要があると思います。</p> <p>介助員の学びの充実サポーター化について 校内でサポートを必要とする全児童を見るとありますが、日常生活の自立が難しい支援学級在籍児童のサポートが手薄にならない様、配置人数を増やす必要があると思います。 現状ではクラスで落ち着きのない生徒全員をサポート出来る程の人数は配置されていません。</p> <p>小学校支援学級から中学校支援学級への引き継ぎについて 地域の中学校支援学級への見学や説明会に行った際に、中学校支援学級でのサポートに不安を感じたので、進学先として大阪府内の支援学校を選択しました。 小学校で受けていた支援体制が途切れる事なく、中学校に引き継がれば、お友達と一緒に地域の中学校へ進学したかった気持ちがあります。 保育所から小学校への引き継ぎはスムーズでしたが、小学校から中学校への引き継ぎはもう少し学校同士の連携が必要だと思います。</p>
34	<p>(2) 本市にある小学校に在籍する子どもの保護者</p> <p>(5) 本市にお住まいのかた</p>	<p>現在小学2年生の子どもがおり、支援級に在籍しています。まだ入学して2年と短い期間ではありますが、子供を支援級に通わせて感じていること、思うことがたくさんあり、この機会に活かさせていただければと思います。</p> <p>まず支援担、クラス担、どちらにせよ先生方それぞれの支援の必要な子に対してのスキルや意識の差が大きすぎると感じております。</p>

		<p>経験や在職年数というよりも、個々の先生方の支援の必要な子に対する知識を得ようとしているかどうかの意識の違いだと思います。</p> <p>若い先生でもたくさん勉強して頂いててしっかりと支援の必要な子に向き合ってくださっている方もいれば、ベテランの先生でも支援に対する知識が浅く、自分の仕事ではないと思っているような方もいます。</p> <p>どの先生方にも研修の機会を増やすということに関しては大賛成なのですが、そもそもクラス担任の先生の対応が「支援の子のことは私の担当ではない」というように感じてしまうことがあり、まずはクラス担任も支援担任も子供からみたら、どちらの先生も自分が担任であるんだという自覚を持ってもらうための意識改革からしていただきたいです。ただ研修を受けるだけでは根本的な問題が解決しないと思います。</p> <p>次に、入学前の説明では支援担クラス担ともしっかりと情報は共有すると言われ、その通り去年はしていただけで安心していたのですが、今年は支援担とクラス担の情報の共有がされてないことが何度もありました。支援ノートに書いたり支援担に電話でお話したことがクラス担に共有されておらず、先生方2人の対応が違い子供が混乱してしまったことがあります。</p> <p>このことから今はどちらの先生にも知っておいていただきたいことは、支援ノートとトモリンクス連絡帳の両方に同じ内容を書くという対応をしております。正直、二度手間になっていますがこのようにしておかないと不安な状況です。</p> <p>なので、支援担とクラス担の両方に保護者からの伝達が一度できちんと伝わるシステムを作っていただく事も今後の支援教育のあり方に加えて頂きたいです。(保護者からの連絡帳はトモリンクス連絡帳の一本化にして、クラス担、支援担が共にもトモリンクス連絡帳を確認し、支援ファイルは学校側からの伝達用のみに使用する等)</p> <p>あと、いつも先生方が「人手が足りない」とおっしゃられており他の教科と兼任されている先生もいますが、教員の数をもっと増やすことは不可能なのでしょうか？突然辞められる先生も多く、環境の変化に子供が混乱してしまいます。先生方の負担を減らし、余裕を持って子供達と関わる環境をおねがいしたいです。</p> <p>箕面市の「ともに学び、ともに育つ」という理念はとても素晴らしいものだと思います。</p> <p>通常級、支援級問わず、子供達一人一人と先生方に見合った環境を整えてください。</p>
35	(1) 本市にある保育所・幼稚園・認定	支援学級在籍の、小2の息子がいます。

<p>こども園に在籍する 子どもの保護者</p> <p>(2) 本市にある小 学校に在籍する子 どもの保護者</p> <p>(5) 本市にお住ま いのかた</p> <p>(9) 本市に対して 納税義務を有して いるかた</p>	<p>普段は普通級でほとんどの時間を過ごしていますが、自分の気持ちを言葉で表現する事が凄く苦手で、道徳の授業や視覚聴覚からの刺激が入り過ぎて集中出来ない時に、学習室で勉強することもあります。学習室から通常学級の教室に戻ると、周りの子供たちには特性を知って貰っているの、「お帰り」と言ってくれたり、息子が出来ない事に対して、二年生の今では子供たちが声をかけ、助けてくれるようになりました。</p> <p>息子は通常学級の友達が好きです。幼稚園の頃になかった、友達と呼べる存在が、少ないながらも出て来ました。本来人付き合いは苦手ですが、友達との間にトラブルがあっても、支援担任の先生に相談すれば、お忙しいはずなのに時間を作ってすぐに相手の子供たちから話を聞いて頂けたり、また担任の先生とも共有しては、クラスみんなの問題として解決に向けて行動して下さっています。</p> <p>普段の学習態度だけでなく、その日起こった出来事が日々ファイルに記載しており、しっかり子供を見て頂けているんだな、と感じています。お陰で安心して小学校に通わせる事が出来ています。</p> <p>息子には学習障害はありませんが、勉強以外に苦手な事がたくさんあります。例えば学習に取り掛かる為の、教科書等の準備をしたり、授業が終了しても片付けに気が回らずうろろしたり、先生の指示が複数の場合に指示を聞き漏らして、何を言われてたのか、何をしたら良いのか、二年生になりわからなくなってしまうようになりました。</p> <p>人付き合いは一方的な面があり、仲良くしたい気持ちはあるものの、相手の気持ちを汲む、場の雰囲気を読む事がなかなか出来ません。指示通り動けない、注意されてもまた同じ事をしてしまう等が重なり、わざとではないのにわざとと思われて、一人で出来る事がある為か真面目にやってないと思われてしまい、息子は「どうせ出来ない」と思って自信がなくなり、学校に行きたくないと言う事が出てきました。</p> <p>指示の聞き漏れに関しては担任の先生の配慮で、皆にわかりやすいように黒板に指示を書いて貰える場合もありますが、授業時間が限られている為、毎回とはいきません。そんな場合、支援の先生が息子の為にメモを取り机に貼ってくれたり、視覚化してくれる事で一人で出来る事が増え、自信も少しずつ取り戻したように感じています。</p> <p>しんどいときにはよく頭痛を訴えていたのですが、今はその様な訴えをほとんど聞かなくなりました。特性上難しい事もありますが、苦手な事はどう対処していけばいいか、支援担任の先生とよく相談をさせていただいており、親身になって相談に乗って頂けることに感謝しています。</p> <p>また、学校で普段と違う様子があると、息子と話をする時間を作って下さったり、息子が不安なく登校出来る環境を作って頂けています。本当に感謝しかありません。</p> <p>休み時間は同じクラスのお友達が、次にやることを声かけしてくれる事もあり、それで動ける事もありますが、授業中そうはいきません。</p>
---	--

学力に目立った問題はなく、今迄の様な支援が受けられれば通常学級で引き続きインクルーシブ教育が受けられるはずなのに、支援を受けたければ半分以上の時間を支援学級で過ごす事になるのは極端かと感じます。少しの継続的な支援が必要で、でも通級ではやっていけない子供たちは少なくないです。

息子が通常学級に在籍出来るのは、担任の先生、理解してくれようとするクラスのお友達、特に支援の先生の個別に合わせた配慮のお陰だと思っています。

いまのクラスには息子を含め二人の支援が必要な子がいます。同じ支援学級所属ですが、障害の程度も必要な支援も全く違います。

箕面市の支援学級は、健常児と障がい児が同じ場で学ぶ事が出来、本当に素晴らしいです。親としてこんなに嬉しい事はありません。学校で学べるのは勉強だけではありません。

息子の様な発達障がい児の場合、通級指導で解決出来るレベルのものではないと思います。

もし支援学級に支援の必要な子供たちが集まると、今の様な個別に合わせた、特性に配慮した支援が受けられるのか不安しかありません。そして何より支援の先生の負担が今より増大するのではないか、それによって子供達への支援が行き届かなくなるのではないか、とってしまいます。

将来、周りが健常者の中で働くであろう事を考えると、今の内からなるべく色々なお友達や先生達大人に出会い、小学校の中で勉強だけでなく、苦手な人付き合いも学んでいく事がとても大切だと思っています。

通常学級で学べるはずの人との関わりが失われてしまうと、経験出来るはずだったことが経験出来ず、苦手が苦手なままで成長してしまうことが怖いです。

周りのお友達も同様に、低年齢の内から障がい者との関わり方を学び、色々な障がい者がいる事、そして障がい者が身近に居て当たり前の世の中、と言う意識を持って貰えると本当に嬉しいです。

今後もし他府県の様子、支援学級在籍者は通常学級に席がない、と言う様な状況になれば、健常児にも障がい児にもお互いの結びつきの場面なくなり、関わり方を学ぶ機会が損なわれてしまいます。大人になり社会に出た時、それまでに障がい者と出会った時、困るのは今の子供たちだと思います。

		<p>箕面市の支援教育の在り方が良くて、他府県や他市から引っ越しされてくる方もいます。私自身も箕面市に住んで、支援教育に恵まれた環境にいられて本当に良かったと思っています。全国でこんなに支援教育、インクルーシブ教育に力を入れて頑張っている市は他にありません。どうか、他府県の見本となるように、今の箕面市の支援教育を続けていただけますように、どうかよろしくお願いたします。</p>
36	(2) 本市にある小学校に在籍する子どもの保護者	<p>P8「障害理解を含む人権研修をより一層充実させること」とあるが、「いじめ調査報告書」の指摘にもあるように、「特別支援教育」のみならず、「インクルーシブ教育」の研修が必要である。また、インクルーシブ教育の実践のイメージを共有化するためには、研究者による講義形式の研修だけでなく、当事者・同級生等も含めた実践報告や実践交流等を行うことが必要である。</p> <p>国連から言われているように、システム側の都合で本人の選択肢がないまま「わかる」ことそのものが差別であることを全教職員で認識した上で、システムを考える必要がある。なぜ差別や分断が生まれるのかを考えた上で論議を進めると、必然的に「わけない」という選択しかない。帰着するのは、学級担任の経営理念である。つまり、これまで戦後教育が作り上げてきた教育システムと箕面市立学校管理運営規則の見直しを先進的に箕面市がおこなうタイミングである。</p> <p>学年、クラスで画一的におこなう教育を再考し、互いの自由が尊重され、新学習指導要領にある探究活動が進められるシステムを構築する。そのためにタブレットを活用する。</p> <p>子どもたちが行きたくない学校ではなく、行ってみたい、行こうかなと思える学校にしてほしい。</p> <p>そういった人権研修を継続的におこなうためにも、加配としての人的要因は欠かせない。インクルーシブ教育推進加配を作り、学校、校区に展開していきながら新たな教育システムを委員会とともに考える。そんな5年先を描きながら学校教育の進展に期待する。</p>
37	(7) 本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた	<p>「学びの充実サポーター」が校内でサポートを必要とする児童生徒の支援を行うとなっているが、学びの充実サポーターをどのような組織にしていくかが見えてきません。支援の必要な子は、集団の中に入れたときこそ、一番難しい状況にさらされます。集団の中に入れたときこそ、一番サポートが必要になります。そういうときに、優先的にサポートしていく仕組みが必要。</p>
38	(7) 本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた	<p>PI～P4 のところで、これまでの箕面市の目指すべき支援教育の在り方は「ともに学び、ともに育つ」教育を大切にしてきたことは、とても意味のあることだと思います。世の中には色々な人がいて当たり前であり、色々な人が関わり合い、助け合うような社会が望ましく、その最先端を箕面市は走っていて、そこに誇りを持つべきで、変わらずにありたいと思います。しかしながら、その教育を進める上でやはり人の確保は必要不可欠で</p>

		<p>す。一人一人の教育的ニーズに合う様々な「個別最適な学び合う場」があることは望ましく、まずは通級指導教室を学校に設置することは賛成です。ただし、単に数が増えればよいという問題ではなく、通級指導という専門性の高い人材がすぐに確保されるのかは疑問です。人だけはいても指導力のない先生の集まりにしないためにはどのような施策をもって進められるのか考えていただきたいと思います。どのような人を通級指導担当にするのか教えていただきたいと思います。P5のところでは、これまでの「支援教育介助員」さんは支援教育在籍の子の生活介助、支援を行ってきてもらいました。検討委員会では、来年度は「今年度と同じサポート」と決まりましたが、P5の書面にはそのようなことは書かれていません。むしろ、「通常学級での学習の際に」と書かれていること、そしてまた、「仮称」ですが「学びの充実サポーター」となっていることから、「学習のサポート」をすると読めます。「学習のサポート」といってもどのような業務なのでしょう。分からない子には教科の内容を教えるのでしょうか。これまでは「先生の話の聞くんだよ。」「もう一度やってみようか。」というような声かけ中心のサポートをしてもらいました。そのようなサポートでよいのか、それともしっかり内容を理解するよう教えるのか不明です。もし、しっかり教えるのなら、小学校高学年～中学校の教科内容についてサポーターさんにも理解してもらい、教え方を習得していただかなければならないと思います。よって、「(仮称)学びの充実サポーター」さんの業務内容を明確にしてもらいたいこと、業務内容によってはサポーターさんの資格をどうするか考えていただきたいと思います。また、検討委員会では支援の対象を来年度は「現在在籍の子優先に」と言われていましたが、そのことについても書かれていません。保護者の方が不安に思われるのではないかと思いますので、来年度についても明記していただきたいと思います。サポートされる児童・生徒の同意、保護者の同意についてはどのようなお考えかも教えていただきたいと思います。業務内容によっては同意を得なければならないと思います。全体的に考えると「学びの充実サポーター」制度は来年度からというのは早急ではないかと思います。検討委員会の答申を受けて、箕面市は具体的な問題点に対する対応を考えてから現場へ提案していただきたいと思います。支援コーディネーターについてもお聞きます。現在の支援教育サポーターは支援担が必ずやるものでしたか。もし、支援担がコーディネートをするのなら、P6には「専任、または担当児童の人数を軽減し」とありますが、その軽減した分は他の同僚にしわ寄せがいきます。支援コーディネーターは加配として各学校に配置していただきたいと思います。</p>
39	(2) 本市にある小学校に在籍する子どもの保護者	<p>支援を在籍学校内のみにする事で支援できる児童の取りこぼしに繋がるのではないかと。 例えば起立性調節障害や繊細な感性故に通常学級が苦しく感じる子などせっかくタブレットも個人に配布しているので在籍学級と進度を共有しながら学習を進めていけるフリースクールのような立ち位置の学校が市内に1校でもあれば現在不登校や行き渋りの子で通う事が出来るようになる子もいるのでは。 「ともに学びともに育つ」はとても素晴らしいし、子ども同士の関わりは成長には欠かせないと思う。ただそこに参加する事がどうしても負担になる</p>

		<p>子が無理をしながら参加する事がないよう、そこに参加できない事で自尊心が傷つく事がないよう、通常級に参加するのは難しくても他の場所では生き生きと過ごす事ができる子が教育理念によって埋もれたり苦しんだりする事のないよう切に願う。</p> <p>そもそも学級というのは同じ年齢の子だけがそこにいてみんなと同じ事を学ぶという画一的な場、義務教育としては大事な場だと思うがそのような場が難しい子、飛び抜けてる子にとっては「ともに学びともに育つ」に拘りすぎる事は伸ばせる個性を枠の中に押し留めることにならないか。</p> <p>先に述べたフリースクールのような場が提供できれば年齢もバラバラで本当の意味でその子の個性も尊重できるような場がうまれるのでは。</p> <p>画一的な場では力を発揮し難い子にある程度時間や学び方が自由な場を提供する事で自分の学び方を知り自分自身を知って行くことで社会に出てからも自分に合った環境に身を置く事のサポートになるのではないか。</p> <p>通常そのような場は民間にあるが金額が高額だったり創設者の思想が強かったり遠方だったり現実的ではない中、公教育でこのような取り組みをする事に意味があり、そこでの気づきは通常の学校教育にも活かせるのではと思う。</p> <p>(池田市には公的なフリースクールがあるようだがどういった取り組みかは分かりません。)</p> <p>障害のあるなしに関わらず色々な個性を持つ子が心から安心して過ごせる場が増える事を願います。</p>
40	(2) 本市にある小学校に在籍する子どもの保護者	<p>箕面市支援教育充実検討委員会の答申を読ませていただきました。</p> <p>交流及び共同学習の場で自立活動を行う方が、コミュニケーションのような課題に対しては、子どもも現実場面の方が理解しやすく、現実的な指導になるように思いました。</p> <p>今まで同様、自立活動に幅広い捉え方をしていただけたら有り難く思います。</p> <p>追加意見事項に書かれていた全国と違い、大阪府では支援学級の児童生徒が可能な限り、通常学級において、多くの時間を過ごしている、そのことで良い効果を生み出していることを何かわかる形にして、発信できないものかと思いました。将来ある子どもにとって、子どもの生活の多くの時間を学校で過ごすので、将来に与える大きな影響を考えると、大阪府ではきめ細かな対応をしていて、とてもいいと好感をもっています。</p> <p>先生達の技術向上に努め、さらに児童へも主体的に考えられる機会を向上のように書かれていたことが素晴らしいと思いました。</p>
41	(10) 上記(5)から	

	(9)に該当するかた で構成された団体	<p>①記載されているとおりこれからも続けて頂きたいと思っております。</p> <p>②学校という集団の中で生活していくうえで一番大切なことは、一人ひとりを尊重し、互いの違いを知り、認め合いながら育っていくことだと思います。安易に生活の「場」を分けず、通常学級が皆にとって居心地の良い場所になるように、支援の必要な子ども達に対して最大限配慮、支援、現境整備をすることを強く望みます。子どもにどのように育ってほしいのかは家庭によって異なると思います。学校でどのように過したいか(どの教室で過ごすのか、何を学ぶのか、どんな配慮、支援が必要か等)を本人、保護者と学校で十分に話し合ってください。本人の様子を学校と保護者で共有しながら、本人と保護者の望む学びが行われるよう柔軟に対応してください。在籍学級の変更により支援の量や質が減ってしまうことがないように、十分な予算と人員を配置してください。これまで大阪で、箕面で培ってきた「ともに学びともに育つ」教育が更に充実していくことを願っています。よろしく申し上げます。</p> <p>③現在行なったださっている、一律の支援ではなく「個々の対応の支援教育」の継続を希望します。</p>
42	(2)本市にある小学校に在籍する子どもの保護者	<p>共に学び、共に育つ環境作りとは、支援が必要不必要に関わらず1人1人の特性を伸ばし得意を増やして希望ある未来へ、社会で自信を持って活躍出来るよう大人が見守る事が大切です。</p> <p>この教科は通級、この教科は通常学級と教育現場が管理するのではなく、大事なのは子供達が選択できる事ではないでしょうか。</p> <p>選択出来るよう充実させる為の、通常学級の担任への特別支援教育取得者への給与アップ、特別支援員の給料と雇用の安定拡大、支援サポーターの安定雇用と給与の充実で雇用拡大する事が何より先と思われま</p>
43	(3)本市にある中学校に在籍する子どもの保護者	<p>障がいの度合いにもよりますが、ともに学ぶ意識は子供たちの中では非常に重要なこと(意識と環境)であり、障がいを持つ子供にとっても障がいを持たない子供と一緒に頑張るって学び、動くことはそれ自体が重要な発達、発育の要素となっています。障がいを持つ子供が、他のみんなと一緒に活動したいと思い、自分自身の苦手なことにも積極的に取り組む姿を他の子供たちが見て、〇〇さんも頑張っているのだから、一緒に頑張れるように教えてあげようと仲間として認めあう、障がいのない子供も自分も苦手だけど一緒に頑張ろうと思う気持ちを持って前向きに取り組むことができることは、子供という集団の中ではとても重要な要素、思いであり、障がいの有無にかかわらず、子供たちの発育、教育には必須の感情であると思います。そのため、安易に抽出の時間数を増やすのではなく、その子供の状況に合わせて、抽出時間を設定してほしいと思います。確かに一緒に授業するのが苦痛と思われる授業内容のときもあるので、その時には特別な教育として自立活動を取り入れるなど柔軟な対応をお願いしたいと思いますが、どちらかに偏ることなく、バランスのとれた状態を目指した抽出の設定、ともに学ぶ環境づくりをお願いいたしま</p>

		<p>す。また、今後も支援が必要な子供たちが増える、通常学級においても支援が必要ということで、支援介助員を支援学級だけでなく、学校のあらゆる場において活用するというのであれば、これまで以上に人手が必要になるということかと思えます。AIを活用した支援計画の作成も大事ですが、子供の成長に必要なのは暖かな人の手、人と人とのつながりです。それぞれの子供に寄り添って、その子供を見てあげる人が周りにいることです。上手く話ができない子供でも何かしらの訴えは必ずあります。それを感じ取り、その思いに寄り添えるかが、介助員の方も含めた先生方が子供たちとの信頼関係を築けるかの分岐点になると思います。今のところ人の思いに寄り添えるのは人だけだと思います。そのため、あらゆる場面において介助員の活用が必要ということであれば、人員を増やしていただき、今まで支援学級で行っていたことができなくなることの無いようにしていただきたいと思えます。人員の増加なく、仕事だけ増えれば、その影響を受けるのは子供であり、特に多くの支援が必要な支援学級在籍の子供たちになります。そうなれば、多くの支援が必要な障がいを持つ子供に対してのケアが不十分となり、本末転倒の結果となりますので、先生や介助員の更なる活用を行うのであれば、それに合わせた人員の増加(質も含めれば、人員の増強)を必ず行っていただくよう、要望いたします。</p>
44	(5)本市にお住まいのかた	<p>現在、我が子は支援学校の中学部に在籍していますが、本市の小学校ではインクルーシブ教育の名の元、先生方や同級生のお友だちに囲まれて6年間過ごしました。同じ教室の中で過ごすことができるので、たくさんの刺激をもらい、言葉も増え、お友だちもできたことは有難いことでした。子どもの自立活動が、教室の中でなされていたのかと考えると、担任の先生はクラスの子どもたちを学ばせねばならず、介助員さんは助言、手伝い、見守りはよくしてくださいましたが、手出ししてよい内容が限られているようで、少々親からすれば足りなさも感じられました。時間を過ごすだけになっていることもあったと思えます。経験の多い先生方が、経験の少ない先生に支援教育について教えることには限界があるでしょうか、教員免許を取得してすぐに支援教育の実情を学び、先生のひき出しを増やしていただけるような先生方をサポートする体制を整えていただき、(介助員さんの研修を増やすなど)これからも、インクルーシブ教育が障がいのある子どもにとっても、ない子どもにとっても、人との関わりを学び、生きていく力をつける教育になることを祈ります。</p>
45	(3)本市にある中学校に在籍する子どもの保護者 (7)本市にある事務所又は事業所に	<p>私は現在、箕面市内の小学校に支援教育介助員として勤務しています。 箕面市の支援教育の実態をより現場に近い立場からお伝えしたいと思い、素案に関する意見を提出させていただきます。</p> <p>一、</p>

勤務しているかた	<p>まず、私は答申にある「校内でサポートを必要とする児童生徒の支援を行うため、全ての支援教育介助員を「(仮称)学びの充実サポーター」に移行すること」(答申 p.5)に反対します。</p> <p>私の勤務校では、介助員は主に全付き児童(全ての時間見守り・介助が必要な子供)のサポートのために配置され、学業における困り感を持つ在籍児童には支援担が入り込みサポートをするシフトが組まれています。</p> <p>支援学級に在籍していて全付き支援が必要な子供は何人もいます。私たち介助員はこれらの全付き児童が安心して学校生活を送れるよう細心の注意をはらい、苦手なことにも挑戦できる機会を探って少しずつ成功体験ができるようお願いしながら、支援を行っています。</p> <p>今、介助員の数は、これらの全付き児童の学校生活を支えるために必要な人数に達してはいません。</p> <p>それは、私たち介助員には、「支援学級在籍に関わらず、校内でサポートが必要な児童生徒をサポートしていく」(説明資料 p.17)余裕はないということです。</p> <p>この答申によって学校現場には変革が求められるようになると思います。通級担当や支援担の先生方にも今とは異なる負担がのしかかってくることになるかもしれません。学級担任の先生方にも混乱があるかもしれません。</p> <p>変革が行われると同時に、今支援学級に在籍している子供たちに不安を与えることになっては本末転倒です。</p> <p>全ての全付き児童が安心安全に学校生活を送れる環境を整えるための介助員の配置を目指して欲しいと思います。</p> <p>介助員は今まで通り、支援学級在籍児童に限って支援を行うべきだと思います。</p> <p>私の勤務校には、個々の事情により、全介助が必要な児童の介助をできないと申し出る介助員が複数います。</p> <p>私はこのことに大変疑問を抱いています。</p> <p>介助員の仕事は、介助が必要な子供たちが学校生活を円滑に送れるようにサポートすることです。</p> <p>そのために配置された人員が、身体的負担が大きいことを理由にその業務を断ることがあっていいとは思えません。</p> <p>そのような方々は体に大きな負荷もないので介助員の仕事を継続していけるでしょうが、与えられた仕事を全て受け入れて全力を尽くして介助を行う介助員の方は、いつ体を壊すか不安を抱えながら毎日を過ごしています。</p> <p>私自身、体の限界がきた時にはこの仕事をやめなければならないと覚悟しています。</p> <p>今の勤務校の状況が継続していくならば、あと3年が自分の限界だと感じています。</p>
----------	--

介助員としての仕事を全て受け入れることのできない方々が複数存在しているのが現状です。
そのような方々を中心に、「(仮称)学びの充実サポーター」への移行を考慮されてはいかがでしょうか。
そして「(仮称)学びの充実サポーター」と支援教育介助員は区別して雇用すべきだと思います。

二.

「教職員の在り方について」にも意見を述べさせていただきます。

「支援学級担任として、様々な教員の通常学級の授業に、入り込み支援の形で参加することで、授業力向上に係るスキルを習得することができることから、採用後に支援教育を担当することを推奨すること」(答申 p.7)とありますが、ここにも実態とかけ離れたことが書かれています。

先にもお伝えしたように、支援学級在籍児童のうち全付き児童の入り込み支援は主に介助員が行っています。その児童を担当する支援担はほとんどの場合、抽出授業のみを行っていて、その他の通常授業の際は担任と入り込みをする介助員に全てが任されています。

入り込んだ授業の内容をよく聞いて、介助員がその児童にとって個別最適な課題の進め方や量などをその場で模索して支援を行っているのが現状です。

支援担から一つ一つの授業に関して、前もって、個別対応の詳細な指示を与えられることはほとんどなく、介助員の方からその必要性を支援コーディネーターに訴えた時のみ必要な指示が介助員全体へ下されるような状況になっています。端的に、介助員は困っています。

また、支援学級での抽出授業はほとんど一対一で行われています。

多数の在籍児童がいて、介助員の数も足りていないのに、一対八で抽出を行う計画が立てられたこともありません。

説明資料 p.5における支援学級の少人数授業のイラストのような場面は実際には在りません。

抽出でどのような授業を行い、在籍児童が入り込み授業では何を指してどのようなサポートをしていくかという支援の見通しも介助員には下されていません。

私たちは個々に、自分が入り込んだ時間においてサポートが必要な点を見つけ出し、適切な対応を自分で考えて業務を行っています。

これが支援担と介助員の実状です。

私は学級担任よりも、支援担となる方々へ支援担の役割をより深く理解していただきたいと思います。

支援担は介助員に指示を下ろす立場です。

支援担は、自分が入り込んだ時間以外は全て介助員に任せるという姿勢ではなく、介助員が入り込んだ時間に起きたことや学習内容を常にチェックし、どの授業においても介助員へ指示を出せるように準備しておくべきだと思います。

そして、支援担は抽出授業だけでなく、「支援学級担任として、様々な教員の通常学級の授業に、入り込み支援の形で参加すること」も業務であり、入り込み支援をするのが介助員のみにならないようにするよう義務付ける必要があると思います。

答申では経験の浅い教員の増加が現状の問題点として指摘されていますが、若い先生が学級担任をされているクラスでは、介助員が入り込む必要のないほど在籍児童(全付き児童ではない)のサポートを適切に行っている場面を多く見かけます。

また最近では全体指示を出される場合も、一語一語ははっきりと、情報を短く区切って、どの子供にも理解しやすく説明される先生が増えてきていると実感しています。

このような動きが答申にある「合理的配慮や支援教育に係る研修を実施すること」「通常学級の授業者への専門的な指導」「専門家による授業指導の頻度を増やすこと」(答申 p.6)により推進され、「インクルーシブな学校をつくっていくために必要なことについて、教職員だけでなく児童生徒も主体的に考えられるような機会を確保すること」(答申 p.9) によって先生方にも子供たちにも「ともに学び ともに育つ」という理念が共有されていけば、「(仮称)学びの充実サポーター」が必要となる場面はほとんどなくなるだろうと思います。

したがって、やはり「校内でサポートを必要とする児童生徒の支援を行うため、全ての支援教育介助員を「(仮称)学びの充実サポーター」に移行すること」(答申 p.5)は今箕面市の支援教育にとって必要であるとは思えません。

支援教育介助員は依然、支援教育介助員のままでいいと思います。

三.

私は「校内でサポートを必要とする児童生徒の支援を行うため、全ての支援教育介助員を「(仮称)学びの充実サポーター」に移行すること」(答申 p.5)に反対です。

最後に箕面市の中学校に在籍する子供の保護者としての意見を述べさせていただきます。

私の息子は箕面市の小学校を卒業して箕面市の中学校に通っています。
小学校の時は学級担任の勧めで通級に二年間通い、教育センターで発達検査も行いました。
運動が苦手、全体指示を聞けていない、字が綺麗に書けない、漢字を覚えられない、友達とのコミュニケーションに問題がある(余計なことを言
って怒らせる)等の問題があったためです。
中学生になってからも、再度、今度は児童精神科で発達検査を受け、LD センターでLD 検査も受けました。
結果的に発達特性として不注意の傾向が強いこと、また能力の高低差が大きく、日常生活に多大なストレスを抱えている可能性があることが分
かりました。
そのストレスというのは、私たちにとっては普通の生活が、息子にとっては外国で生活しているようなものだと、精神科の先生から説明を受けまし
た。
もしかしたら息子は小学校の頃から支援を必要としていたかもしれません。
ですが、彼は学校で数々のトラブルに見舞われながらも、友達や担任の先生の助けを借りて、その特性を受け入れて生活する術を学んでいっ
たように思います。
中学生となった今、息子は援助要請スキルに長け、授業や提出物に関して自分が聞き逃していることはないかを信頼できる友達に尋ねて、自
分自身で解決できるようになりました。外国で生活しているようなものと言われた特性は、ALT の先生方や他国出身の同級生と親友になること
につながりました。漢字はなかなか覚えられませんが、それは特性として受け入れており、ストレスになることはありません。英単語を覚えるのが
大変ではありますが、英単語を1時間に20語覚えることを日課にして頑張っています。

息子は自分自身の特性を認め、恥じることもなく、英単語を覚えるためにこうやって勉強していると、友達にも話しているそうです。
その時ある友達から返って来た言葉を教えてくれました。
「そんなのすぐ覚えられるやろ。でもお前にとってはひとつ3分かかっていうことやな。」
この友達は、過去に息子が馬鹿にされたり、危険な場面で押されたりして謝罪までしてもらったことのある、決して仲良しとは言えない相手でし
た。その子からこのような言葉をかけられたことに、私は大変驚きました。また、友達からこのように言ってもらえる息子は幸せだなとも思いまし
た。
支援教育という題目がなくとも、学校・子供たち・保護者の力で「ともに学び ともに育つ」という理念は育まれていくものだと感じました。

		<p>自分と相手の違いを認め合うとは、ただ仲良くするだけではなく、どう違うのかを理解することにあるのではないのでしょうか。私たち教職員は、子供たち同志が互いの違いを知る場面を作っていくことを大切にしなければならないのではないのでしょうか。トラブルが起きたらそれを治める必要がありますが、トラブルを未然に防ぐために行われる手厚いサポートは学校の中では必要ないのではないのでしょうか。</p> <p>「校内でサポートを必要とする児童生徒の支援を行うため、全ての支援教育介助員を「(仮称)学びの充実サポーター」に移行すること」(答申 p.5)に対し、やはり私は反対です。</p> <p>「校内でサポートを必要とする児童生徒の支援」という曖昧な役割に、無資格の者をつけるべきではありません。子供たちの困りの中には、課題だけでなく未来も渦巻いています。その微妙な状態に介入するのが教員でも保護者でもないただの大人であってはならないと思います。</p> <p>支援教育介助員という無資格者でも勤務可能な職には、管理職・支援担・通級担からの指示の下で介助業務を行うという明確な指針が在るべきです。</p> <p>支援教育介助員は自分の職域を超えないことによつてのみ、児童生徒の育ちを支えることができる存在であるだろうと思います。そして、この職域を超えることを望む者は、有資格者であるならば、教員として雇用される道を自ら選ぶべきだと思います。</p>
46	<p>(5) 本市にお住まいのかた</p> <p>(8) 本市にある学校に在学しているかた</p> <p>(9) 本市に対して納税義務を有しているかた</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・支援教育の向上のため、支援コーディネーターは時間を確保しコーディネートに専念するという仕事の仕方に賛成ですが適任の配置でなければ、小さい学校の場合、他の職員の負担が増えるだけになると考えます。支援コーディネーターの職務に対して責任と実行力を持ち合わせる教員の配置が必須です。 ・国が掲げているように支援児童の抽出時間はしっかり確保し、自立できる力をつけることが大切だと思います。共に学ぶ事は大切ですが、授業内容によっては、個別指導で児童の支援教育の補償をする事で本来の学びに繋がると考えます。例えば、4年生の授業の中で、1.2年生の学習をしていることには違和感を覚えます。充実委員会では、共に学ぶことに偏った意見が多いように感じましたが、実態と照らし合わせての検証が必要だと考えます。その際、現場の支援担任、通級指導だけでなく、様々な立場の教員の意見も吸い上げていただきたいです。このような

		議論を知らない職員もいます。支援在籍児童の入級は慎重に行い、本当に支援が必要な児童に本来の支援教育が行えるよう、教員の数と合わせて考えるべきだと考えます。
47	(7) 本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた	<p>P4 諮問事項1「学びの場の充実について」◇施策の方向性 2 項目め</p> <p>「個別の教育支援計画及び指導計画の作成をサポートし、計画の質を担保できる仕組みを導入すること」とあるが、現在モデル校としてその仕組み(LITALICO 教育ソフト)を活用している学校では、端末のスペック不足による動作の遅さ、端末の台数不足、保護者アンケートの負担等の課題が挙げられている。また、ソフトに頼りすぎて、子どもを見ず、手立て等を安易に決めてしまうことも危惧されている。さらに、アンケートや計画の内容が箕面市の支援教育と合っていない部分もあったり、肢体不自由・病虚弱・弱視・難聴学級の児童生徒に対応していなかったりする部分もある。次年度から一斉に導入するのではなく、これらの課題を解決した上で、部分的かつ段階的に導入していくべきである。</p> <p>例えば現在の勤務校の場合、現状 25 名近くの子どもに合わせて個別の指導計画を作って通級指導を行っている。保護者との丁寧なやり取り、子どもの日常的な観察、日々の指導の中での気づき、担任との情報共有により毎年少しずつの見直しを行いながら作成している。リタリコのソフトが導入された場合に何名分も一度につくり直しをするということは到底現実的ではなく、教員の負担が大幅に増えることが懸念される。</p> <p>完全に教材ソフトの機能が安定していない状況で、保護者へのアンケートを依頼し記入を確かめた上で、それを打ち込み文面を新たに考えていくことがどんなに負担が大きいかわかり想像していただければと思う。例年でも指導計画作成は入学した 1 年生、あるいは進級した子どもたちが安定するまでの時期などと重なっているため、多忙で人員も割かれるときでもある。一斉の導入は大きな負担となる。</p> <p>また通級の 신설校、あるいは通級担当者が異動した場合、通級経験のないものが指導担当になった場合など、それぞれの学校によって事情が異なるため、一律の導入による影響もそれぞれ異なると予想される。学校によっては大きな混乱を生じる可能性もある。計画を立てることに時間がかかり、指導にあてる時間が減らされる、あるいは個別の子どもへの対応がおろそかになるというような本末転倒なことが起きないように、それぞれの学校での導入の仕方を尊重してもらいたい。許容範囲の中で活かせる部分を段階的に活かしていくことで、教育ソフトによるメリットを活用し「計画の質を担保する」という本来の目的を達成したいと思う。</p> <p>P4 諮問事項1「学びの場の充実について」◇施策の方向性 3・4項目め</p> <p>○「通級指導教室を全校に設置」「利用者が多い学校については、複数名の教員配置を検討」とあるが、「学びの場の充実」のためには、市費での設置も含めて、まずはこれを確実に実施することが必須である。また、文部科学省は「週8時間まで」をめやすにしているが、現在の対象者</p>

数では実際にそのめやすで実施することは困難な状況である。その部分も含めて、保護者・児童生徒に対して、支援学級と通級指導教室の違いを丁寧に説明する必要がある。全校配置が実現すれば、担当者は22名以上必要となり、担当する教員に対して丁寧な説明と研修、育成等を行う必要がある。

通級指導教室では発達の特徴に合わせたそれぞれの子どもに応じた丁寧な支援が必要である。不得意なことがある子どもにとって、達成感のある課題を段階的な指導によって楽しい雰囲気で行うことが不可欠である。複数や他学年との指導では焦りが生じて馴染めない子どもも多い。そのことから週に複数時間の時間割を組むことが難しい現状がある。現在の基準も13人に1人とは言いつつ、20人以上であっても1人で指導を行なっているのが実情である。全校配置になったとしても、この状況が大幅に変わるわけではない。保護者の要望にこたえられないことで不信感や混乱を招く恐れがあるので、支援学級との違いなど丁寧な説明をお願いしたい。

P5 諮問事項1「学びの場の充実について」◇施策の方向性 6項目め

○「全ての支援教育介助員を『(仮称)学びの充実サポーター』に移行すること」とあるが、支援対象の制限なく業務を行うことは、教職員にとっても、また児童生徒にとっても混乱を招く可能性が高い。支援の範囲をある程度限定して、支援の優先順位をつける必要がある。例えば、「①支援学級の児童生徒②支援学級から通級・通常学級に学びの場を移した児童生徒③通級の児童生徒」のように、基本的に校内支援委員会に位置づいた個別の指導計画を作成している児童生徒に絞った上で、明文化して教職員・児童生徒・保護者に丁寧に説明する必要がある。また、名称を業務内容に合ったものに変更する必要がある。さらに、これまでと業務内容が変わり、専門性や柔軟性、コミュニケーション力等が必要となることから、待遇改善を行った上で、質と数の確保を確実に行う必要がある。

介助員さんが仮称学びの充実サポーターとなった場合、これまでより格段に業務内容が複雑化することになる。細やかな見方や経験値に基づいたサポートで子どもたちが安心して学ぶことを支えてくださっている方も多いからこそ、意欲を継続することのできる待遇改善が前提として必要である。これまでであれば支援担にのみ相談すれば良かったことが、責任の所在が不明確になり、誰に相談していいかわからないことが生じるなど実際に運用してからの困り感も多くあると思われる。その悩みを相談し支えることのできるシステムも不可欠だと思う。専門的な教員でもそれぞれ課題のある児童に応じた対応をしていくことはとても難しい。ましてや学習のサポートとなればなおさらである。とても専門性の高い業務となるため、学びたいと思うことを段階的に学ぶことのできる仕組みをぜひつくっていただきたい。

その他、「答申素案」の全般に関わって

		<p>今回提案された「答申素案」自体が、支援教育担当者会、介助員連絡会等では周知されていたが、全教職員に周知すべき内容であるにもかかわらず、実際にはよく知らない教職員もいる状況である。</p> <p>パブコメ後の方針については、3月までに周知して4月から完全実施することは難しい部分もあるので、段階的にできるものから実施していくようにすること。導入後は、定期的に検証を行い、現場に合ったものとなるよう修正すること。中学校の特別の教育課程と評価の課題について、生徒にとって不利益となることのないよう課題解決を行うこと。『共生社会の実現に向けた「ともに学び、ともに育つ教育」』の方針を明文化すること。</p> <p>この間、充実検討委員会に何度か傍聴に行かせていただきました。伊丹先生、小田先生、野口先生をはじめ検討委員の方は、子どもや保護者そして教員にとって最善の道を見つけようと議論されていたと思います。負担が少なく効果のある取り組みがなされることを目指し、参加している方を通じて現場の声も受け取ろうとしている姿が多く見受けられました。そのことにとっても感謝していますし、私自身にとっても大きな学びとなりました。ただ現場ではこの委員会の存在自体が知られていないのが実情ですし、学びのサポーターやリタリコの導入などについても寝耳に水という職員がほとんどだと思います。パブリックコメントも、正直一番職員にとって多忙な学期末そして冬季休業と重なることで業務外に多くの時間をとっての記入となりました。せつかくの提案もそれぞれの学校による事情や、それぞれの子どもたちの前に立って多忙な中でも必死により良いものを求めようとしている職員に対して、押し付けのような形で入ってくることは意欲をそぎ決して良い結果を招くことはないと思います。充実検討委員会の方々の意図したものでもないはずです。</p> <p>私たちが目指すのは支援の必要な子どもを含めて、すべての子どもたちが笑顔で過ごすことのできる学校をつくっていくことです。現場の合意が得られないままの拙速な方針の導入をすることないよう、また、導入後も定期的な検証を行うことを切に切に要望いたします。</p>
48	(5) 本市にお住まいのかた	<p>○2. に記載されている検討委員会の基本的な考え方について</p> <p>検討委員会が、学校管理職や支援教育担当者等の教職員、保護者の現場の声が反映できる構成員、また、座長が箕面市の学校現場をよく知ってくださっている伊丹先生で、基本的な考え方に箕面市が進めていく教育の大切なことは組み込まれています。</p> <p>特に、「通常の学級でともに過ごすだけでは箕面市が推進してきたインクルーシブ教育の目標を達成できない……教職員の意識と取り組みにより、……」の後半にあるように「すべての子どもたちがともに学び、ともに育つ」教育を進めることが重要です。障害の有無だけで論ずるのは、やはり「ともに学び、ともに育つ」教育ではありません。「障害のある子どもと周りの子どもが、互いの違いを認め合い、地域社会の中でかかわってい</p>

く・・・」のではなく、「障害の有無に関係なく、すべての子どもたちが、ともに学び、ともに育つ教育を進めていただきたいです。

その思いを前提に、諮問事項について意見を書かせていただきます。

【諮問事項1. 2. 4】

・「個別最適な学びの場」「合理的配慮」は、個別指導(場も切り離す)ことが前提ではなく、ともに学ぶ通常の学級の中で、どのような指導をしていくのが重要です。「個別の教育支援計画に基づく個別の指導計画(個別の指導計画という)」の具体的な目標設定と検証のPDCAサイクルで一人ひとりの学習を保障していくことで決して切り離すことではありません。

・そのためにも、「ともに学び、ともに育つ」教育についての、全教職員への研修は継続してほしいと思います。

また、それぞれの現場では、毎年、教科研究等の重点課題への授業研究も実施されています。その中でも、個別の子どもたちの指導の目標を共有し、すべての学習の中で、指導目標を明確にし、支援内容を共有してほしいです。その積み重ねが「経験の浅い教員」の指導力の育成につながります。「経験の豊富な教員」「経験の浅い教員」と分けるのではなく、どのような経験を積み重ねていくことが「ともに学び ともに育つ」教育への指導力を高めるのかの検証をしてもらいたいです。

・その結果として、個別の指導計画が充実し、すべての教職員の指導の方向が共有され、教職員それぞれが役割を認識していくようになります。そのことが学校全体で「ともに学び ともに育つ」教育へ共通認識され、ひいては「いじめ」や「体罰」「学級崩壊」の未然防止につながると考えます。

・「個別の指導計画」作成が目的ではなく、子ども理解から指導計画を共有し、指導に活かすためのものです。作成へのサポートではなく、活用し、「ともに学び ともに育つ」教育の実践のための授業の中での具体的な支援方法等のサポート体制をお願いします。

・支援教育介助員が、校内でサポートを必要とする児童生徒の支援を行い、すべての子ども(特に環境に左右されやすい子ども)の学習環境を保障する「(仮)学びの充実サポーター」に移行することは賛成です。そのためには、より専門性が必要です。人的にも雇用形態でもより充実させてください。

・文科省の基準では学級定数に支援学級在籍児童生徒は入っていませんが、子ども理解に努め、「ともに学び ともに育つ」教育を推進するために、市費負担教員を増やして、支援学級在籍児童生徒を含めた35人学級の実現をめざしていただきたいです。

・「自分にはいいところがある、自分が大切にされている」という自尊感情を育むことが、他者を認めることにつながります。いじめやいじめにつながる事象に対し、「それはおかしい」「みんなで考えよ」と気づく子どもや教職員、関係者の人権感覚を高める研修を期待します。

		<p>箕面の支援教育が今までの理念である「ともに学び ともに育つ」の「とも」が充実し、安全で安心して地域の学校で生活ができ、一人ひとりの子どもたちが、自己実現をめざすことの取り組みになっていくことに期待し、応援していきたいと思います。</p>
49	<p>(5) 本市にお住まいのかた</p> <p>(7) 本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた</p> <p>(9) 本市に対して納税義務を有しているかた</p>	<p>答申素案では、「支援学級や通級に在籍する児童生徒に対して、一人一人に個別最適な自立活動を実施する」ということが掲げられていますが、本来は通常学級において一人一人に個別最適な指導が行われるべきです。1970年代に特別支援学校・特別支援学級を全廃したイタリアのフルインクルーシブ教育のように。「発達障害」と診断される人が急増する中、また、家庭環境等様々な生きにくさを抱えた子どもが増えていることも踏まえて、一部の子どもに対して「個別最適な」教育を実施するというのは望ましいとは思いません。通級指導教室を増やすことは、あくまでもフルインクルーシブを目指して、その過渡期として位置づけてください。障害のある子もない子も、様々なハンディを抱えた子も一緒に学ぶことこそ、その他の子どもにとっても必要不可欠な学びの環境であると考えます。将来、さまざまな人とともに働き暮らすことにつながる貴重な教育の場を、分けないようお願いいたします。</p>
50	<p>(5) 本市にお住まいのかた</p>	<p>今後、箕面市が「ともに学びともに育つ、支援教育(インクルーシブ教育)を大事にしていくのか、個々の学力向上に軸足を移すのか」という大きな分かれ道だと思って注視しています。</p> <p>市がインクルーシブ教育を大事にするならある程度の経験者を支援担に、そうでないのなら担任に配置する人事になると思いますが、現在は方針が決まらないために、箕面市の理念を正しく理解したミドルやベテランの配置が非常に中途半端です。</p> <p>一刻も早く市としての方針が決まり、人事や配置が適正になることを願います。</p>
51	<p>(1) 本市にある保育所・幼稚園・認定こども園に在籍する子どもの保護者</p> <p>(2) 本市にある小学校に在籍する子どもの保護者</p>	<p>P4 諮問事項1「学びの場の充実について」◇施策の方向性 2 項目め</p> <p>P7 諮問事項2「教職員の在り方について」◇施策の方向性 6 項目め</p> <p>○「個別の教育支援計画及び指導計画の作成をサポートし、計画の質を担保できる仕組みを導入すること」とあるが、現在モデル校としてその仕組み(LITALICO 教育ソフト)を活用している学校では、端末のスペック不足による動作の遅さ、端末の台数不足、保護者アンケートの負担等の課題が挙げられている。教育支援計画及び指導計画の「サポート」は具体的にどのように行われ、何をもち「質の担保」とするのか不明瞭である。さらに、アンケートや計画の内容が箕面市の支援教育と合っていない部分もあつたり、肢体不自由・病虚弱・弱視・難聴学級の児童生徒に</p>

<p>(5) 本市にお住まいのかた</p> <p>(9) 本市に対して納税義務を有しているかた</p> <p>(7) 本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた</p>	<p>対応していなかったりする部分もある。次年度から一斉に導入するのではなく、これらの課題を解決した上で、部分的かつ段階的に導入していくべきである。また、「経験の浅い教員でも、自立活動が実施できるよう実態に即した個別の教育支援計画及び指導計画を作成することができるようシステムを導入し、支援の質を担保すること」とあるが、システムによって質の担保ができるわけではなく、経験豊富な教員の退職により経験の浅い教員の増加によりソフトに頼りすぎて、子どもを見ず、方策等を安易に決めてしまうことが危惧されている。</p> <p>P4 諮問事項1「学びの場の充実について」◇施策の方向性 3・4項目め</p> <p>○「通級指導教室を全校に設置」「利用者が多い学校については、複数名の教員配置を検討」とあるが、「学びの場の充実」のためには市費での設置も含めて、まずは確実に実施することが必須である。また、文部科学省は「週8時間まで」をめやすにしているが、現在の対象者数では実際にそのめやすで実施することは困難な状況である。その部分も含めて、保護者・児童生徒に対して、支援学級と通級指導教室の違いを丁寧に説明する必要がある。全校配置が実現すれば、担当者は22名以上必要となり、担当する教員に対して丁寧な説明と研修、育成等を行う必要がある。</p> <p>P5 諮問事項1「学びの場の充実について」◇施策の方向性 6項目め</p> <p>○「校内でサポートを必要とする児童生徒の支援を行うため、全ての支援教育介助員を『(仮称)学びの充実サポーター』に移行すること」とあるが、対象となるサポートを必要とする児童生徒が明確にされないことには、教職員にとっても、また児童生徒にとっても混乱を招く可能性が高い。ここで示されている「サポート」とは何をさしているのかを具体的にしておく必要がある。その上で、対象となる児童生徒に優先順位をつける必要がある。例えば、「①支援学級の児童生徒②支援学級から通級・通常学級に学びの場を移した児童生徒③通級の児童生徒」のように、基本的に校内支援委員会に位置づいた個別の指導計画を作成している等の児童生徒に絞ることで、明文化して全ての教職員・児童生徒・保護者に丁寧に説明する必要がある。さらに、これまでと業務内容が変わり、専門性や柔軟性、コミュニケーション力等が必要となることから、待遇改善を行った上で、質と数の確保を確実に行う必要がある。</p> <p>P6 諮問事項2「教職員の在り方について」◇施策の方向性 1項目め</p> <p>P8 諮問事項4「人権教育と障害理解について」◇施策の方向性 1項目め</p> <p>P6『ともに学び ともに育つ』教育について、理念を再構築するため、研修を継続的に実施すること、P8「障害理解を含む人権研修をより一層</p>
---	---

充実させること」とあるが、「いじめ調査報告書」の指摘にもあるように、「特別支援教育」のみでなく「インクルーシブ教育」の研修が必要である。研修ばかり増やすのではなく、現在の全ての研修を見直す中で、「ともに学び ともに育つ」という視点の研修を見直す必要がある。また、研究者による講義形式の研修だけでなく、インクルーシブ教育の実践を共有化するために当事者や同級生等も含めた実践報告や実践交流等を行うことが有効である。さらに、継続的に実践・研究を行っていくために、例えば市教研の小学校支援教育部会・中学校支援教育部会と箕人研を発展させた形でインクルーシブ教育の専門部会を創設することや、支援教育コーディネーター連絡会での実践・研究を深めコーディネーターを中心とした校区での研修会での発信を行う等、研究組織や情報共有をすることが必要である。

P6 諮問事項2「教職員の在り方について」◇施策の方向性 3項目め

P10 追加意見事項「支援学級及び通級に係る文部科学省通知について」 7段め

「支援教育コーディネーターは、専任または担当の児童生徒の人数を軽減し」とあるが、加配なしで行くと現場に負担がかかるため、市費等での加配が必要である。また、全校で専任化・軽減化をすることができれば、22名の担当が必要となり、通級担当者と同じく、担当する教員に対して丁寧な説明と研修、育成等を行い、質と数の確保を必要がある。さらに、情報共有や実践・研究等を継続的に行うために、支援教育コーディネーター連絡会を定期的開催する必要がある。

『(仮称)支援教育専門員』の人員の配置を検討していただきたい」とあるが、どのように「(仮称)支援教育専門員」を選出するのか、担当するのが教員であれば丁寧な説明と研修や育成も実施し、質と数の確保が必要である。現場に負担だけが増えることのないようにする必要がある。

P6 諮問事項2「教職員の在り方について」◇施策の方向性 4項目め

「教員の専門性の向上を図るために、特別支援学校教諭免許の取得をサポートすること」とあるが、サポートとは具体的に何を示しているのか。免許取得の「機会のサポート」ならば、勤務時間外に負担を強いることになるのか。「授業時数のサポート」ならば、軽減した時数のための人員は配置されるのか。「金銭的なサポート」ならば、補助や全額負担してもらえることができるのか。いずれにせよサポート内容を明確しておく必要があり、必要な措置として責任を持って市教委が機会を持ちサポートを遂行してもらいたい。

P6～7諮問事項2「教職員の在り方について」◇施策の方向性 5項目め

「採用後に支援教育を担当することを推奨すること」とありますが、通常学級や教科担任だけでなく、支援担任を経験することが重要だと考える。

しかし、現在の人事方針では「初任者4年、それ以外6年」の人事異動がほぼ例外なく行われており、経験年数の短いうちに支援教育を複数年担当することが難しい状況である。「初任者4～6年、それ以外6～8年」等、異動年限に幅を持たせた柔軟な形にするか、「初任者6年、それ以外8年」等、異動年限を伸ばす必要がある。文部科学省の提言でも採用10年以内と明言しているように、いつ経験できるのか上限などを決めておかなければ結果的に経験せずに管理職になることなども考えられる。「推奨」という言葉には強い義務の意図がみえず、「あくまでも機会があれば」ととらえられる。機会を捉えて積極的に支援担任ができるように提言すべきである。

P7～8諮問事項3「保育所・幼稚園…における連続性について」◇施策の方向性 2項目め

「支援の実施方法を中学校の支援方法に寄せていく」とあるが、現在の小中接続の部分での支援の方針や方策の齟齬が実態としてどうして生じているのかを明確にし、小中で互いに理解することが必要である。また、「小中の人事交流などを行うこと」とあるが、免許の問題等があるため、あくまでも希望の範囲内で行うこと。

P8諮問事項3「保育所・幼稚園…における連続性について」◇施策の方向性 3項目め

「学校と保護者が確認する期間を設定すること」とあるが、設定された期間の終了には個別の教育支援計画などを再度設定できるような事後の内容まで方策が必要である。

P9～10追加意見事項「支援学級及び通級に…通知について」

「本来、支援学級に在籍するのではなく、通常学級に在籍した場合も、《中略》障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限りともに過ごしなが、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備が実現できる」とあるが、支援学級に在籍した場合、文科省通知のような「週の半分以上の時間は支援教室で」となってしまうと、世界的にみても「真のインクルーシブ教育」は達成できないと考える。共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育である「ともに学び、ともに育つ教育」を今後も継続し、一律に時間数のみをもとにした支援を求めることのないようお願いしたい。

また、「来年度以降も引き続き効果検証を行う」とあるが、今年度、支援教育充実検討委員会の「箕面市立中学校 支援担任」として委員を務めた方は、実際には支援担任ではなく支援教育コーディネーターであり、中学校の支援学級のリアルな声をほとんど聞くことができなかった。また通級担当者も委員に入っていなかった。次年度以降も検討委員会を行うとすれば、中学校支援担任、通級担当者を確実に委員にし、通常学

		<p>級担任代表等も委員にするよう検討していただきたい。</p> <p>その他「答申素案」の全般に関わって 今回提案された「答申素案」自体が、支援教育担当者会、介助員連絡会等では周知されていた。一方で、本来であれば全教職員に丁寧に周知すべき内容であるにもかかわらず、残念ながら個々の責任によるもので実際にはよく知らない教職員もいる状況である。例えば、直前の支援教育担当者会において悉皆の支援担任のみならず希望者も参加できた状況で20分程度の説明をすることも情報共有や趣旨の周知を図ることができる。また、オンデマンドなどを活用した説明動画の配信など、全教職員への丁寧な周知の方策を立てていただきたい。</p> <p>パブコメ後の方針については、方針の説明や情報の提示は、速やかにかつどのように進めて行くのか全教職員の理解は必須である。また、3月までに周知して4月から完全実施することは難しい部分もある。そのため、一律に実施するのではなく、段階的にできるものから実施していくようにすることが必要である。導入後は、定期的に検証を行い、現場に合ったものとなるよう修正すること。</p> <p>中学校の特別の教育課程と評価の課題について、一定の方向性を市内で共通理解・統一できるようにして、生徒にとって不利益となることのないよう課題解決を行うこと。『共生社会の実現に向けた「ともに学び、ともに育つ教育」』の方針を明文化すること。</p>
52	(7) 本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた	<p>①「ともに学びともに育つ」という理念から考えて、地域の学校では、学びの場を共に共有することは、絶対条件だと思います。今、指導している子どもの中には、必要性からいわゆる抽出が多い子どもがいます。コロナになって感染予防の為に今まで以上にクラスで過ごす時間を減らさざるを得なくなった事によりクラスの児童との関係は薄くなってしまいました。何のために地域の学校に来ているのか？とってしまいます。</p> <p>抽出による自立活動が必要なことは十分理解していますが、全時数の半分を抽出することは今までの箕面や大阪が大切にしてきた理念を放棄すると言って過言ではないと思います。子どもも保護者も教師も、おそらく教育委員会の方もそんなことは願ってはいないと思います。今まで十分に組み立てていなかった事を考え直していくことは何ら問題はなく、今まで通りで何も変えないで良いとは思いますが、抽出は、子どもに合った必要な時間で良いと思います。国から指摘があった通り、世界の流れから見ても抽出という方向性に舵を切るべきではありません。国から何を言われようが、今まで通り、良い取り組みには胸を張っていただきたいと思います。</p> <p>②リタリコについては、良さもあると思いますが、本来は人が考えて作るべきものだと思います。リタリコありきの方向性には反対です。</p> <p>③障害のある子どもたちの事を全教職員で担っていくと言う考えには、同感です。この事については一層進めていっていただきたいです。</p>

		<p>④今回の変更案については、確かにホームページで公開されていますが、保護者に対する説明はされていないと思います。一番関わっている保護者への説明が不十分です。ほとんど知らない方の方が多いのではないのでしょうか。決定する前に当事者である保護者への説明会などの情報提供の際は委員会として持つべきではないのでしょうか。</p>
53	(7) 本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた	<p>箕面市の「ともに学びともに育つ」という教育理念は、友だちと一緒に地域の学校で学びたいという子どもたちと保護者の方々の願いと、みんな一緒に地域の学校へ、という現場の教職員の諸先輩方の熱い想いとが結びついて実現し、令和の今に脈々と引き継がれているものだと感じています。これはぜひ、これからも絶やすことなく次の世代に繋げていただきたいと願っています。</p> <p>長く務めている間には、ともに育った子どもたちの中から、この箕面の教員となりあたたかいクラス作りを実践している場面にたくさん出会います。在籍のお子さんへの眼差しや言葉かけも温かく、それがクラスの雰囲気となって周りのお友だちとも良好な関係を築くことができ、入り込みをしている私たちも温かい気持ちになります。まさに、「ともに学びともに育つ」教育が実を結び、次の世代に引き継がれていることを実感するひとコマです。教員にはならなくとも、そのような心情を持って育った箕面の子どもたちは、様々な場面で一人ひとりを大切にできる人権感覚に優れた大人に育ち、それぞれの場所でその種を撒いてくれるのだろうと考えます。</p> <p>ただ残念なことに、逆に在籍のお子さんへの眼差しや言葉かけが厳しく時には冷たいと感じる対応の場面に出会うこともあります。そのようなクラスでは、周りの子どもたちの状況も当然厳しいものになってきます。</p> <p>今回の発端となったいじめ事案のような事が繰り返されないためにも、子どもたちに関わる全教職員(特に子どもたちへの影響力が大きい原学級担任や教科担任の方々)が、公正な人権意識を持って子どもたちと接するような教育現場であり続けて欲しいと切に願います。</p> <p>そのために、学校体制の枠組みも含め、支援教育の理念に基づき一人ひとりの子どもたちが大切にされる教育現場の土壌がますます豊かに育まれることを願い、私たち介助員もその一端を担えるよう努力していきたいと考えています。</p> <p>現在の支援教育介助員の働き方は、今後少しずつ変わっていくことが考えられますが、私たちの出来ることはサポートに過ぎません。</p> <p>管理職をトップとする教員の先生方にしっかりと「指導」を担っていただき、安易に介助員任せにならない仕組みをつくっていただくことと、先生方、保護者の方々、そして何より当事者である介助員への十分な説明と、新たな任に対応できるだけの研修の機会を持っていただけることをお願いします。</p> <p>また、上手くいったこと、いかなかったことのフィードバックをし、問題点などが出た場合にはより良い方向になるよう検討を繰り返す機会を頂きたいと思います。</p>

		<p>新しい箕面市の支援教育が、分離・分断を生むものではなく、様々なマイノリティを受け入れ、それぞれがかけがえのない存在としてお互いに受け止め合える心情がさらに育つよう発展していくことを心から願っています。そのために、私たち介助員も日々努めてまいります。今後とも、よろしくお願ひ致します。</p>
54	(2) 本市にある小学校に在籍する子どもの保護者	<p>高機能自閉症の小学校四年生の息子がいます。発達に凸凹があり、苦手と得意に大きな差があります。苦手なことはコミュニケーションで、支援の先生方からのサポートを受け感謝しています。得意なことは勉強で、算数、理科、社会、国語、全般的に得意です。</p> <p>低学年の頃から知識豊富で知的好奇心も大きかったため、授業では分かり切った内容を45分間聞き続ける時間が1日中、毎日の勉強が簡単すぎて辛いと話していました。一番得意の算数が一番嫌いな授業だと話していました。(学習塾などは通っていません)</p> <p>学校の支援では、苦手なことはサポートしていただけるのですが、得意なこと、秀でた能力については特にサポートなく、みんなと足並みを揃えて椅子に座っておいてください、というのが現状です。今の日本の教育では当然なのですが、アメリカのように、秀でた能力を伸ばす教育もしていただけたらと思っています。</p> <p>今の担任の先生がとても知識が豊富で、楽しく授業をしていただけるようで、息子もようやく授業が楽しいことが多く、とても勉強になると話しています。</p> <p>小学校の学習は担任の先生が多くを教えてくださいということもあり、今年は本当にありがたいと思う反面、5年、6年と不安もあります。</p> <p>得意なところを伸ばすような支援も考えていただけたらと思います。低学年の際は何度も支援の先生にお伝えしましたが、この悩みを理解していただくことはありませんでした。</p>
55	(5) 本市にお住まいのかた (9) 本市に対して納税義務を有しているかた	<p>箕面に住み、3人の子育てをしてきました。子どもたちの同級生には、支援学級に在籍している同級生が必ずいて、保育所から中学校を卒業する間、ずっと一緒に過ごし育ちました。車椅子を使っている子や学習の補助が必要な子、話すことが苦手な子、支援の形は様々でしたが、常に一緒に学習し行動をともにする、同じクラスの友人でした。社会に出てからも、同じクラスにいて、知っているからこそ助け合いながら共に過ごせるのだと思います。</p> <p>それが、子どもの状況に関わらず一律に違うクラスで過ごすことになることにはとても違和感や危惧するものを感じます。子育てしやすい市を掲げているのなら、世界に合わせた人権感覚も持ちたいと思います。</p> <p>是非、そのような良い面を変えないでほしいです。</p>

56	(5) 本市にお住まいのかた	<p>約 50 数年前、保護者の要求を受けて箕面市はすべての子どもの校区の学校への受け入れを決め「ともに学び、ともに育つ」教育を、試行錯誤しつつも、進めてきたと思う。それは、大前提として「時間的、空間的に」ともに過ごすことを抜きには実現しないものだと思う。</p> <p>答申では、教職員の研修のことが述べられていたが、教職員自らが、子どもと十分に接し、悩み学ぶことが大切ではないか。そのためにはゆとりをもって取り組めるような、体制が必要である。</p> <p>また、支援教育は、とりわけ幼い時の体験が、大事だと思う。その点で、現在箕面市が進めている、公立幼稚園・保育所の民営化は、支援教育の充実を阻害するものだと思う。</p>
57	(7) 本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた	<p>P9～10追加意見事項「支援学級及び通級に…通知について」</p> <p>「本来、支援学級に在籍するのではなく、通常学級に在籍した場合も、《中略》障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限りともに過ごしなが、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備が実現できる」とあるが、支援学級に在籍した場合に、文科省通知のような「週の半分以上の時間は支援教室で」となってしまうと、真のインクルーシブ教育は達成できないと考える。共生社会の実現に向けた「ともに学び、ともに育つ教育」を今後も継続し、一律に時間数のみをもとにした支援を求めることのないようお願いしたい。</p>
58	(5) 本市にお住まいのかた	<p>日頃より子どもたちの教育活動にご尽力いただきありがとうございます。</p> <p>私は支援が必要とされる子どもの母親で、箕面市で支援教育を受けてわが子は育ちました。このたび、支援教育充実のパブリックコメントを募集していると知り、自分の子育てを振り返りながらコメントをさせていただきます。</p> <p>①学びの充実サポーターの資格要件は？</p> <p>通級を利用する子どもや配慮を必要とするすべての子どものために介助員を「学びの充実サポーター」にするとありますが、これは学習サポートも含むのでしょうか？介助員の資格要件では勉強を教えることができないと感じますが、学びの充実サポーターの資格要件は、教員免許保持者のみとするのでしょうか？</p> <p>学びの充実サポーターを新設するのではなく、まずはしかるべく待遇の正規公務員の教員を増やし、中学校の1クラスの人数を40名ではなく3</p>

0名にするなどに尽力すべきではないでしょうか？

②学びの充実サポーター待遇は？

現在の介助員は、待遇面から人が集まらないのでは？と推察されます。学びの充実サポーターの待遇はどう考えておられますか？会計年度任用職員としての採用でしょうか？高い能力、志のある非正規雇用の教員、介助員などは、単年度雇用の会計年度任用職員ではなく、任期の定めのない専門職採用として雇用の安定をお願いしたいと思います。支援担当教員、介助員ともに毎年毎年、人が変わることで合理的な配慮を必要とする子どもへの安定した教育活動が難しくなる(引継ぎで1学期は終わってしまう)という事態が繰り返されているからです。

③SC(臨床心理士、公認心理師)、SSW(社会福祉士、精神保健福祉士)、言語聴覚士などの常勤雇用

名古屋市はSCを常勤化しました。子ども、保護者、教員のメンタルヘルスを考える上でもSCの常勤化を希望します。SCのみならず、SSW、言語聴覚士なども学校チームの一員として包括的な教育活動が達成できるように常勤化をお願いします。支援教育専門員としての常勤雇用でもかまいません。

④教員の人権研修について

いじめ防止、障害理解のため人権教育の研修を行うことは賛成ですが、そもそも教員数が不足する中で研修のみ増やすことが支援教育の充実やいじめ予防になるのでしょうか？若手教員が早期離職することなく、長く学校現場でやりがいをもって勤務できるように、SC、SSWなどの専門職バックアップも活用しながら、支援教育のスキルを高めていただきたいと思います。また若手教員が困ったとき、保護者とのコミュニケーションで何かあった時には一人で抱え込まず気軽に管理職に相談できる校内体制の構築もお願いしたいと思います。

⑤文部科学省通知よりも箕面市で培われた「どんな子どもも地域で育つ」教育の充実を

最後になりますが、箕面市が長年築き上げてきた「どんな子どもも地域で学び育つ」という共生教育の理念は今後も継承いただきたいと切にお願いいたします。文部科学省通知は、分断を生み、国連からも指摘が入る事態となっていることは周知の事実です。

①～⑤を達成していくためには、とにかく財源が必要です。箕面市単費として予算の確保をお願いします。

59	(7) 本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた	<p>・私は文部科学省の通知にあるように、支援児童の支援学級での個別の指導、自立活動を行うことに賛成です。検討委員会の基本的考え方も書かれているように、通常学級で過ごすだけでは、「ともに学び、ともに育つ」教育を目指すことはできないと思います。入り込みによる支援によって、支援学級入級へのハードルが低く、支援在籍児童の増加、そして支援担の資質の低下につながっていると感じます。経験の浅い教員の増加が原因としてあげられていますが、学級担任を任せられない、時間の融通がきくといった理由によって支援担になるケースが実際あると思います。本当に支援が必要な児童が適切に支援学級に入級し、専門性を高めた支援担が担当する、半分以上の抽出が必要でない児童は通級指導、担任による合理的配慮等によって支援を受けられる体制が必要だと考えます。そのために、支援コーディネーターのリーダーとしての役割は重要であり、適任な配置が行える体制を整えた上で、専任となるような時間的配慮には賛成です。</p> <p>・教職員の研修についてですが、インクルーシブの視点を持つために必要だと思いますが、学級担任は次から次へと業務が増えており余裕がない状態です。また、支援児童は障害の特性だけでなく、家庭環境や成育歴など個々に必要な支援は違うので、研修も大事ですがその都度相談できる専門機関が身近にいればと思います。SC や SSW の充実、検討委員会の提案にあるような「(仮称)支援教育専門員」がそのような役割を担っていただけたらと願います。</p>
60	(7) 本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた	<p>通級指導教室について 通級指導教室の全校設置、通級指導教室の利用者が多い学校については、複数名の教員配置を是非お願いしたい。</p> <p>学びの充実サポーターについて 人員数が保障されるよう、支援教育介助員を「(仮称)学びの充実サポーター」に完全移行はせず、順次移行していただきたい。</p> <p>研修について 合理的配慮や支援教育に係る研修は大事であるが、学校現場では業務の見直しをしているところである。過度な負担にならないよう配慮が必要であると考えます。また、研修では「理解」に重点が置かれすぎて肝心の「実践」が学べないことが多い。一方これまでの「熱中症対策」研修や夏の悉皆研修でも「中身を確認したのか？」と疑いたくなるような研修が行われている実態がある。教職員の貴重な時間を費やしているということを見せず計画を立てて欲しいという気持ちは切実である。</p>

		<p>採用後に支援教育を担当することを推奨することについて 教職経験の浅い教員が配慮の必要な子ども・保護者を担当することが実際にどんなことになるのかということも配慮して欲しい。</p> <p>小学校高学年から中学校における支援を見据えて、支援の実施方法を中学校の支援方法に寄せていくことについて 大事なのは、目の前の子どもにどんな支援が必要なのかであって、中学校に寄せる必要がある児童には寄せて行けば良いし、そうでない場合もある。その子にあった支援を考え行うことが大事だと考える。</p> <p>各校を巡回し、学校の困りごとなどに対応することに特化した、「(仮称)支援教育専門員」の人員の配置は是非お願いしたい。</p>
61	(5) 本市にお住まいのかた	<p>「支援学級及び通級に係る文科省通知について」この項の記述のなかで、「通級による指導が十分に活用できていない事例などが指摘されており、箕面市の課題と共通する部分もある」という記述に違和感を覚える。箕面市が「ともに学び ともに育つ」教育は、人権教育を実践・深化させることにあるのではないか。また、「国連勧告」についても列挙すべきであり、この勧告を受けて、審議会委員でもある野口委員は『「差別はダメ』という教育をしながら、一方で、障害を理由とし、別々の場で教育を受けることを当たり前とする教育や、障害のある子どもがいることが前提となっていない学校の在りようは、『障害のある人は障害を理由に排除されても仕方ない』という無意識のメッセージを障害のある子どもにも、障害のない子どもにも植え付けてしまうのではないだろうか。」「障害のない人を中心とした社会構造が維持され続けてしまっている。インクルーシブ教育はそのような構造を変革していく上で、重要な施策である。」と述べておられ、全く同感である。「分離」による合理的配慮ではなく、「ともに学び ともに育つ」教育を堅持すべきである。そして国に対しては、「特別支援学級に関する通知の撤回」を求めていくべきではないか。</p> <p>また、審議会でも委員が述べておられたが、教職員の経験ではなく、すべての教職員がゆとりをもって子どもたちに向き合えるよう、小中学校の全学年における少人数学級の実現が急務である。</p>
62	(2) 本市にある小学校に在籍する子どもの保護者	<p>検討委員会の基本的な考え方にはとても強く共感します。特に以下の部分は大切に思います。</p> <p>生活をともにしながら、個々に必要な合理的配慮を行うとともに、子どもと子ども、学び、社会とをつなげていこうとする教員の意識と取組により、</p>

<p>(5) 本市にお住まいのかた</p>	<p>障害の有無に関係なく、全ての子どもたちが、ともに学び、ともに育っていくことができる。</p> <p>私の息子は箕面市で生まれ、そして生まれてすぐダウン症と判りました。不安の中でしたが箕面市の保健師さんの来訪やあいあい園での支援に支えられて育児休暇を過ごし、箕面市内の保育所へ入所し私も復職できました。そして箕面市内の小学校へと就学した今に至るまで息子が多くの同級生と楽しく健やかに成長しているのは多くの支援と理解が保育や教育の現場にあるからだ実感しています。</p> <p>私は息子が生まれるまでダウン症については殆ど知りませんでした。それは周りに居ないからということ、そして学ぶ機会がなかったことも大きな要因だと思います。</p> <p>ただ同じ時を同じ場所で過ごすだけでは息子は出来ない喋らない異質な存在でしょう。しかしそうならなかったのは「ともに学び、ともに育つ」の理念の中で成長している子供達の存在と、理念を元に支援に取り組んでいる保育職員や教職員の方々の存在のおかげです。</p> <p>中でも同級生や年齢の近い下級生・上級生の存在は特別です。小学校の子供達は息子が入学したその日から「〇〇くんはダウン症なん?」「僕の行った幼稚園にもダウン症の子いたで」「ゆっくりで大丈夫やで」と次々と声をかけ、手を繋ぎ、こっちこっちと導いてくれます。</p> <p>保育所の頃は子供達は難しいことなど関係なく、お互いが当たり前で、楽しいことも大変なことも一緒に。そんな関係でした。</p> <p>「学びの場の充実について」</p> <p>を読んで、子供が自分の力を最大限に発揮できるというのはとても良いことだと感じます。ただ同時にそれはすごく難しい事でもあるとも思います。親としても成長を促す為にチャレンジすることは沢山ありますが、一歩間違えば苦手意識につながり嫌がるようになってしまい、最悪の場合は再度チャレンジするのが困難なときもあります。その自立活動へのチャレンジの勇気を与えるのはクラスメイトの存在です。息子は入学当時は喋ることはおろか発語も殆どありませんでした。それはもちろん知能の発達がゆっくりなことが理由ですが、クラスメイトの様子・仕草・言葉を聞いていく中で、2年生になって「あ」「う」「ば」などの発声から始まり、2022年秋頃からは「りんご」を「あ あ あ」と発声するまでになりました。また子供たちは息子のことをよく見えています。だからこそ「〇〇くんは何が好きかな?」「みかんやな」「(音楽会)何ができるかな?」「タンバリンかな?鈴かな?」と親も知らない息子のことを教えてくれます。</p> <p>通級指導教室が全校に設置されるのはとても意味があると思います。ただ少し思うのは誰でもしんどい時があったり、休みたい時があったりすると思うのです。普段は支援は必要ない子も何かのきっかけで支援が必要な場面があるかもと。息子は支援を常に必要としています。それはクラ</p>
-----------------------	---

スメイトにとって羨ましくなる時もあると思います。誰でもしんどい時にしんどいと言える、1日だけちょっとクラスから離れる。元気になったらまたクラスに戻る。という感じに選べるような環境作りも一緒に検討して欲しいのです。

学びの充実サポーターについては1クラス3名など多くの人員を配置してほしいと思います。今の支援教育介助員さんに息子はとても助けられており感謝しています。しかしその一方で息子以外にも必要とする子は必ずいます。また担任の先生についても複数人数制を導入してほしいです。細やかな引き継ぎはもちろんです。先生方が心身共に健康であることが子供達に良い影響を与えます。また先生が休養することになってもフォローしやすいはずで。

「教職員の在り方について」

を読んで、「学びの場の充実について」の最後でも書いたようにクラス担任を複数人数制にした上で検討してほしいです。現場の先生方は今でも多くの業務を抱えながら子供達をみています。しかしそれは体力的にも精神的も大きな負担で、それに加えての支援教育研修はとても大変だと思います。研修が中途半端になる可能性や、過度な負担による離職につながりかねません。

支援教育コーディネーターの存在を活かすことを考えると1校につき2～3名が良いと思います。親と先生と子供、この三者を相手にするには現場をしっかりみて把握することが必須かと思っています。

「保育所・幼稚園・小学校・中学校における連続性について」

を読んで、保育所から小学校へ就学する際には三者懇談や見学などコロナにありながら対応していただき、とても安心したのを覚えています。うちには支援を必要とする息子(2年生)の他に、娘(1年生)がいます。娘の就学にあたっては特に引き継ぎ事項など特別なことはありませんでしたが、1学期の間は行き渋りが強く大変な時期もありました。

そんな今までの経験を踏まえると保育所からの引き継ぎはやはり重要であり、「見立てを行う期間」が取り入れられることはすごく良いと思います。コロナの事情もありますが、見立て期間の中では子供達が安心できる取り組みを検討していただきたいです。

小学校から中学校に移行する時期は子供達も思春期と重なり難しい年頃かと思っています。小学生の見立て期とは違う取り組みも必要になるかと思っています。高学年の子供達のクラスの雰囲気の良い形で継続できるような取り組みを望みます。

		<p>「人権意識と障害理解について」</p> <p>現状の報告で「いじめをなくすための取組はなされているが、ステップアップ調査によると、3割程度の児童生徒は自分事として捉えていない。」とありました。お互いを思いやる気持ちや、違いを認め合うことが「ともに学び、ともに育つ」で取り組んでいると感じていたのが意外でした。コロナ禍で人との距離感が物理的にも心理的にも広がり、マスクのせいで感情が読み取りにくいことも原因ではないかと思います。子供達が何にも気兼ねすることなく笑い合い、喋り歌う環境をどうにか戻してあげたいと思います。</p> <p>「支援学級及び通級に係る文部科学省通知について」</p> <p>を読んで、これまでの文章でも述べてきたように息子は普段の学校生活をクラスメイトと一緒に過ごす事で大いに刺激を受けて成長しています。通知にある目安が「時間」であることにはとても疑問を感じますし、理解ができません。息子には支援が必ず必要です。しかし支援を受ける為に学習室で半日以上過ごすことは成長を阻害されると思います。クラスメイトと一緒に過ごし、同じ環境で学ぶことが目に見えない効果をもたらしています。</p> <p>今は同じクラスに在籍するクラスメイトですが、学習室で多く過ごせば子供達は息子をクラスメイトとは認識せず、たまに学習室からくる子と認識するでしょう。それは私も息子も望むことではありません。</p> <p>大阪府での長年をかけた「ともに学び、ともに育つ」の取り組みが全国に広がることを望みますし、通知の内容について鵜呑みした実施ではなく子供達や教育現場に応じた臨機応変な対応を検討していただきたいと強く願っています。</p> <p>最後になりますが支援教育は息子のようなハンデのを持つ子のためだけではないと思います。非認知能力や相手の立場で考える能力を伸ばすことにつながると思います。</p> <p>どうか今までの箕面市の取り組みに自信を持っていただき、今の取り組みの良さを伸ばす施策になるよう願っています。</p>
63	(2) 本市にある小学校に在籍する子どもの保護者	<p>日頃より、子どもたちの教育のため、箕面の発展のためにご尽力いただき、ありがとうございます。今回のパブリックコメントは、箕面の子どもたちに関する意見募集とのことを知り、一市民として「今後の支援教育の在り方について」素案を読ませていただいた感想から、市民の目線で意見</p>

<p>(8) 本市にある学校に在学しているかた</p>	<p>を述べさせていただきます。参考になる意見かはわかりませんが、お読みいただけましたら幸いです。</p> <p>1、今回の検討に至った経緯について</p> <p>まずはじめに、「いじめ」は絶対に許されるものではありません。その立場を明確にし、第三者委員会を立ち上げ、箕面の子どもを大切にしようとされてきたたくさんの方々がおられ、今回の諮問に至ったものと拝察し、敬意を表します。いじめや差別に立ち向かう行動力を大人が示しているものと理解し、子どもたちにもその旨話をしました。まずは大人が行動力を示さなければなりません。</p> <p>しかしながら、この検討委員会のメンバー構成を見させていただくと、当事者性のある方がいらっしゃらないことに疑問を感じました。「私たちのことを私たち抜きで決めないで」と言いますが、このメンバーを選定された長の責任は重く考えます。何より、教育の主体となる子どもの意見表明は全くの置き去りです。専門家の先生方が入られているようですが、主体となる子どもの意見なしにこの諮問が行われ、答申が出されることに疑念を抱きます。また各学校にもこのパブリックコメントの提出などができるような場所が設置されたようですが、学校からの案内があったわけでもありません。また冬季休業中に設置されても、保護者は見ることもできません。結果として、子どもの意見がどれだけ取り入れられたのかをしっかりと検証してから答申してください。また、箕面市はともに学びともに育つ教育もさることながら、ともに生きるまちづくりを推進してきた市でもあります。教育の先にある地域社会についての専門家もこの構成メンバーには必要なのではないでしょうか。教育の先にあるものを見据えた見解が出されることを願います。このまま答申するのではれば、メンバー構成に不十分な点があり、当事者主体ではないことを追記してください。提言としては、子どもの意見、箕面市の障害者福祉を推進してきた人の意見も取り入れられ、まちづくりの進展に参画できるよう、メンバー構成の再検討をお願いいたします。</p> <p>2、検討委員会の基本的な考え方について</p> <p>箕面市の支援教育について、現状を分析した上で検討をされたことについて、さらにより良い教育をしていくこと、ともに生きる地域社会を創るといふ箕面市の姿勢を感じました。一方、他市へのオンライン視察も行われたとのことですが、オンラインで本当に視察というのでしょうか。この点非常に疑問です。コロナ禍とはいえ、近隣他市であれば、豊能地区として受け入れ可能な市町村もあったのではないのでしょうか。ここでもやはり現場での子どもの姿が捉えられているのか疑念を抱きました。学校のこと、子どものことですから、そこを抜きには検討したとはいえないと保護者としては強く不信感を抱きます。</p> <p>箕面市では、障害のある人もない人も、ともにこの箕面という地域で暮らしていけるまちづくりを進めてきた歴史があります。ともに生きることで</p>
-----------------------------	--

きる社会は、ともに学び育ち合う学校から発展してきたものです。通常学級でともに過ごすだけでは、ともに学びともに育つ教育の目標を達成できるものではないと書かれています。まず同じ場に、多様な子どもたちが過ごしているということをしかり認めて基本的な考え方を提案していただきたいです。そこを抜きに、「一人一人の豊かな育ち」「学びの充実」などと綺麗な言葉を並べられても、分けられた上での個別の支援では、「ともに学びともに育つ」という言葉の意味を捉え違える先生方が頻出するのではないのでしょうか。以後の研修課題にも直結します。提言として、箕面市の進めてきたインクルーシブ教育は、通常学級で、ともに学びともに育つ教育のなかで培われてきた関係性が、ともに生きるまちづくりを進めてきたことを明記してください。

3、諮問事項1「学びの場の充実」について

箕面市の支援学級入級児童生徒数が他市に比べても多いようですが、入級の基準が曖昧なのではないのでしょうか。児童生徒の困り感が強く、学級担任や教科担任による対応がむずかしくなった場合に入級することが多いとのことですが、これは児童生徒が困る以前に、先生方が困っているということの現れと感じました。またこれらが主に発達障害等を理由とすると、通常学級の授業に課題があるのではないのでしょうか。担当教員一人当たりの人数が多いともありますが、本当に支援の必要なお子さんなのかも疑問です。個別最適な学びばかりが重要視されているようにも読み取れます。個別最適な学びや共同的な学びは、通常学級で行ってください。提言として、学級担任が一人当たりに担当する学級の人数について、箕面市独自で規模を30人にするなどの策を講じるよう答申を出してください。また、担任に加えて副担任制を導入するなどのアイデアも必要です。支援学級の入級児童生徒が多いと言って、学級定数を超えては意味がありませんので。枚方市で取り組んでおられるダブルカウント方式を採用してください。このことによって、通常学級にまずともに学んだということを示してほしいと思います。

自立活動など十分ではないとのことですが、入級基準が曖昧でなければ、支援学級に入級した児童生徒さんは、特別の教育課程を組み、自立活動を中心とした学習計画に賛同しているものと思われます。AIによる判定などは教員の専門性を無視したものであり、保護者の意見や子どもの意見を尊重して個別の支援計画が作成できるとは到底思えず、質の担保には全くならないと思います。そもそも、そのAIは、箕面市の教育を認知しているのでしょうか？一人ひとりがちがう子どもたちであり、日々成長していく子どもを税金を使ってAIに任せられるのであれば、この諮問も、AIに任せられるはず。人を大切にしてください。AIソフトの導入には断固反対です。提言として、AI導入を撤回し、個別の支援計画作成を、担任、支援担当、保護者、当事者で行い、見直しも重ね、必要があれば各校担当の指導主事が指導助言するようにはどうでしょうか。そのための専門職なのではないのでしょうか。

4、諮問事項 2「教職員のあり方」について

教職員間のずれについて、具体的にはこの文章から読み取ることができませんでしたが、どのようなずれなのでしょう。それは本当に勤務経験という物差しで測ることのできるものなのでしょうか。ともに学びともに育つ経験をしたか否かは非常に大きな経験値です。先生方にともに学びともに育つということがわからなければ、ずれは生じてくるはずですから、一概に勤務経験だけではないように思いますし、学んだ場がどこか、また国内と国外でも大きく違うと思います。

先生方が学級担任や支援学級を担当するなどの提言もありますが、様々な角度から子どもを見ることができるという経験は大切です。先の AI でも質の担保とありましたが、重要なのは中身です。子どもたちは1日のほとんどを授業という時間で過ごしています。先生の経験値よりも、毎日の授業の充実を求めます。通常学級の変革無くして、インクルーシブ教育は実現しません。そのためには、先生方が日々研修を重ねられている授業をアップデートしてください。授業についても、障害のある子もない子どもともに学びあう教室の姿を研究してほしいです。一つの授業の中でも、全体はこの授業をしているが、特別の教育課程を組む A さんは、このような方法で授業に参加しているなどの具体的な方法をしっかり研究していくことで積み重ねや箕面市の経験値にはなっていないと思います。また子どもの姿があってこそその教育です。ぜひ教室でそのともに学び育ちあう姿を研究してください。

経験のある教員の大量退職ともありますが、それは採用の問題だと思しますので、若い先生ができていないという問題にすり替えてはいけないと思います。実際、昨年度は新卒の先生が子どもの担任でしたが、一人ひとりきめ細かに対応されており、素晴らしい先生でした。

5、諮問事項 3「保幼小中の連続性」について

小学校と中学校で実施している支援の実態を把握することができる機会が少ないというのは驚きました。小中連携とか、小1プロブレムとか、そんな言葉は古くなっていると思っていましたが、ここでも子どもの姿抜きで進路保障が進められていたのかなと不信感を抱く内容でした。実際はそんなこともないのかもしれませんが、子どもの姿抜きに、物事が進まないようにお願いします。

また、支援の方法を中学校に寄せていくという意味がわかりませんでした。小学校は小学校の教育課程で、その発達段階に応じた教育をしてください。受験のための教育や点数をとるために行う教育のことを中学校と言っているのではないと思いますが、それぞれにある学習指導要領に沿って教育活動を行なっていただけたらそれで結構かと思います。段差の解消という意味でしたら、小中連携を強化して、集団作りや授業研究を協働して行ってください。

6、諮問事項 4「人権意識と障害理解」

学級経営や授業づくりのをインクルーシブの観点をもって実施する必要性に賛同いたします。多様な子どもたちが安心してともにいられる学校や教室、友だちとのつながりがあってこそ、人権感覚が育ち、つながる力やいじめや差別に立ち向かう行動力が育つと思います。ここで「人権意識と障害理解」という言葉を変更することを提言します。「多様な子どもたちがともに学びともに育ちあう中で、人権感覚を育て、人権意識と障害理解を深めていく」として欲しいです。意識や理解は知識偏重であり、知識のみで理解できるものではないからです。先生方への研修も大切にしていきたいです。箕面市には、ともに働く障害者事業所制度などの先進的な取り組みもあり、ともに学び育ちあったその先にある進路をしっかりと見据えて人権感覚と人権意識を育てていける市だと思います。研修にはぜひ箕面市のまちづくりに関わってきた当事者なども選定してほしいです。

7、8 追加意見事項について

文科省通知に対しては、動じることなく、ともに学びともに育つ箕面市の教育を進めていってほしいです。国連勧告にある指摘を箕面市として真摯に受け止めてください。国連に対して遺憾などということのないようにしてください。教育委員会としてのバックアップですが、なんでも専門家を作る必要性はないと思います。学校現場で先生方が子どもたちと向き合って解決できるよう別の角度から支援してください。専門的な意見でしたら、先に述べた指導主事の指導助言で十分ではないでしょうか。

8、子どもの意見

昨年、大阪府内の他市より転居し、転校生として箕面市の小学校に通っています。転校すると、前の学校とのちがいによく気づくものです。昨年度転校生として送った一年間の中で、よく出てきた話題は、「障害のある子」という話でした。

以下、子どもたちの声をそのまま届けます。

子どもの意見(小6)

「箕面の学校はな、障害のある子には、ずっと先生がついてんねん。1時間目は誰先生、2時間目は誰先生、休み時間は誰先生って、ずっと先生がそばにおるねんで。だからクラスのみんなで何かすることないねん。」

		<p>おそらく、相当介助の必要なお子さんだったのだと思います。ですが、これまで通っていた他市の小学校では、重度の子でもこのようにべったり先生がつくわけではありません。もちろん先生のサポートもしっかりあったことと思いますが、子ども同士の関係性がとても大切にされていたので、先生方が離れて見守ったり、クラスで話し合ったりなどの学級づくりが日々ありましたが、そんなことが「一つもしなくていいみたい」とよく話していました。</p> <p>子どもの意見(小2) 「なんか、箕面の学校は勉強わからへん子とかいるけど、教えにいかなくていいねん。できへん子にはずっと先生が横にいるから、自分のことしとけばいいみたい。」</p> <p>子どもの成長もあると思いますが、これまで通っていた他市のこども園では、障害のある子もない子もともに育ちあう保育の中で、集団で、みんなで一緒に取り組むことへの話し合いや日々の保育の中での助け合いを存分にしてきた子どもだったので、「みんなでやらなくていいみたいや」という呟きがなん度も聞かれ、とても残念でした。箕面市全体のことはこれでは言えませんが、同じ「ともに学びともに育つ」と言っている市でも、その捉えや取り組み方には大きな差があるのではないのでしょうか。箕面市においては、ともに生きる社会をめざし、通常学級でともに学び育ちあう姿を、学級集団づくり、授業づくり、支援担当者のサポートの仕方、教育委員会や市のバックアップを元に、進めていってほしいと願っています。</p> <p>今回のパブリックコメントはこれだけ重要な内容でしたら、箕面市民人権フォーラムで一つ分科会を設けるなどして、子どもの意見を聴く場があっても良かったかもしれません。かつて自身が箕面市の子どもだった頃ですが、箕面市民人権フォーラムで、「子どもがまちを創造する」という分科会のパネラーを務めたことがありました。箕面の子どもたちが集い、当時の市長と、障害のある子もない子もともに学ぶ学校について意見を交わした記憶があります。これからも、子どもの意見表明を大切にし子どもがまちを創造する箕面市であって欲しいと願っております。</p>
64	(7) 本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた	<p>「ともに学び、ともに育つ」教育を希望し、箕面市を選んでいる家庭も多い中、保護者及び子どもたち自身が、別室を望まずクラスのみんなと同じ場で学習したいと思っている。友だちと一緒にいたい気持ちが強く、「支援学級に行きたくない」「みんなと同じことがしたい」と思う子どもたちは</p>

		<p>多い。</p> <p>“抽出”にこだわらずとも、クラスの中での合理的配慮により、クラスの所属感を得ている子どもたちの思いを、この案は反映しているのだろうか、通級では学習の時間が定められ、人数が多ければ多いほど保障されにくい。</p> <p>その中で継続して系統的学習ができるとは思えず、学力低下の児童が増えてしまうのではないか。</p> <p>また、介助員が学びの充実サポーターとして支援することに対して、教員免許もない人材が学習のサポートをすることはむずかしいし、担任との連携もこれまで以上に密にする必要があり、実現できるのか。支援学級から通常学級になる子が増えるなら、介助員も人数を増やす必要があるが、現状でも足りていないのに可能なのか…。</p> <p>本当の「ともに学び、ともに育つ」とはどういう形なのか。</p> <p>何のために地域の学校を望んで選んで登校しているのか。その思いを尊重してほしい。</p>
65	(7) 本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた	<p>諮問事項1に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「個別の教育支援計及び指導計画の作成をサポートし、計画の質を担保できる仕組み」として LITALICO の導入が進められている中、本校では現在トライアル実施をさせて頂いています。しかし、パソコンでの動作が遅かったり入力したデータが消えたりすることがあり、現状のままでの導入には不安があります。また、大規模校で在籍児童も多いので、パソコンの台数不足も予想されます。環境を整えた上での実施が必要かと思います。 ・『(仮称) 学びの充実サポーター』に移行するとのことですが、介助員さんの人数や質が現状のまま、支援対象の制限をなくしてしまうと、在籍児童への十分な支援が行き届かなくなるのではと心配しています。支援の優先順位をつけるといった対策が考えられますが、まずは介助員さんの待遇改善を行った上での専門性や柔軟性、コミュニケーションカの向上、そして数の確保が絶対に必要です。 <p>追加意事項に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省の通知に「週の半分以上の時間は支援教室で」とありましたが、これまで箕面市で大切にしてきた「ともに学びともに育つ教育」を継続するにあたっては、通知のような一律に時間数のみをもとにした支援とならないようにすべきと考えます。保護者

		<p>や子どもたちの中には、箕面市のこれまでの「ともに学びともに育つ教育」を希望して本市に転居された方にもおられます。</p> <p>一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場の整備の実現をめざすならば、その保護者や子どもたちの思いも大切にしたい、共生社会を実現させるべき。</p> <p>「ともに学びともに育つ教育」が継続されることを心から願います。</p>
66	(7) 本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた	<p>今回の答申について、担任と支援担当との認識の差を感じました。</p> <p>合理的配慮についても、研修したりしていますが、自分ごととして受け取めて対応できる担任は少ないと、何校か経験していく中で感じています。</p> <p>支援担当だけでなく教育現場全体としてもっといいに勉強していくべきだと思います。</p> <p>抽出を増やすと、ますます担任は支援の子に対して他人事のように支援担当にまかせるようになるのではないかと気にしています。</p>
67	(7) 本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた	<ul style="list-style-type: none"> ・スタート時、在籍は6年間というニュアンスで説明が入っている中でとつぜん退級をせまられる人や、入級にあたって、つきかえさせたと感じるような説明があったことは、保護者の方からするとあまりよくないのではないかと思います。 ・もう少し現場とのすり合わせも必要かと思えます。連携がとれないときびしいです。 ・「学びのサポーター」の件ですが人がたりていない中、最低限の人数が確保できるのか気になります。
68	(5) 本市にお住まいのかた (7) 本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた	<p>箕面市の支援教育は、大阪府の「共に学び、共に育ち」を具現化した、インクルーシブ教育の先端をいくものだと思います。原学級に根をおろしながら、子どもに合った支援と受けられることから他市から移転して来る方も多いです。授業時間の半分も別の場所で指導されることになるとう教育の後退になってしまいます。現状を守りつつ、しっかりと合理的配慮をし、自立活動の時間は児童の現状に合わせて持てるようにしてほしいです。通級指導教室も一人で30人近く指導をしている現状なので指導できる教師の人数を増やし配置してほしいです。</p>
69	(1) 本市にある保育所・幼稚園・認定	I 箕面市における支援教育の課題

<p>こども園に在籍する 子どもの保護者</p>	<p>・「支援学級在籍の児童生徒数が急増し、個別最適な学びの場の確保が困難」について</p> <p>単に支援学級に入級することのハードルを上げることが目的のように思います。支援学級在籍児童の数が増えることが、どうして個別最適な学びの場の確保の困難につながると結論づけられているのかが分かりません。「ともに学びともに育つ」学校、学級づくりを行うために、これまでも学級でともに学習したり個別に課題に取り組んだり合理的配慮のもと、その児童に寄り添った学びが行われてきたように思いますが、入級することのハードルを上げることにより、その子にあった手厚い学びの形ができなくなります。この形は教員研修により成立するものなののでしょうか。質が大事なことは理解しますが、やはり子供に寄り添う教職員の数に寄るところが非常に大きいと思います。この支援教育の充実策は充実と逆行することになると思います。この充実策が充実につながるといえるデータや事例があれば示していただきたいです。</p> <p>またこの充実策では通常学級担任の実質的な業務が確実に増加します。学校の教職員数が減ることが予想され、働き方改革を妨げるものになります。教員の研修だけではどうにもならないと思います。学級担任の業務増大により、この充実策は結果的に子どもの学びを保障する学びの場の充実につながらないと考えます。</p> <p>Ⅲ-①学びの場の充実について</p> <p>「個別の教育支援計画及び指導計画の作成のサポート」とは具体的にどのような仕組みでしょうか。教員研修以外の仕組みについて教えてください。</p> <p>Ⅲ-②教職員の在り方について</p> <p>「採用後に支援担任の経験をするを推奨する」とありますが、教員採用試験の募集の際に、箕面市独自でこれを明言しておく必要があると思いました。豊能地区での採用試験なので箕面市独自の明言が可能かはわかりませんが、採用された方が辞令でいきなり知ることのないようにしておく必要があると思います。業務内容の優劣の話ではなく、おそらく新規採用される方はみなさん基本的に「学級担任」を念頭に置かれていると思いますので、「思っていたことと違う」ということがないようにしておかないといけないと考えます。箕面市独自で明言されますでしょうか。</p>
------------------------------	---